

【日米経済協議会 委託研究】

日米 EPA : 効果と課題

浦田 秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

板倉 健 名古屋市立大学経済学研究科准教授

2008 年 7 月

本報告書は、日米経済協議会からの委託に基づいて作成されたものであるが、筆者達の意見を記述したものであり、必ずしも日米経済協議会の正式な見解を示すものではない。

目 次

I. はじめに	3
II. 日米経済関係：貿易と投資	5
II.1 貿易	5
II.2 直接投資	6
III. 日米の通商政策	8
III.1 通商摩擦からパートナーシップへ	8
III.2 日本の FTA 戦略	9
III.3 米国の FTA 戦略	10
IV. 日米 EPA の経済的効果	12
IV.1 分析方法	12
IV.2 分析結果	13
IV.3 結果のまとめと今後の課題	15
V. 日米 EPA と日本の農業	16
V.1 日米農産物貿易の実態と日本の輸入関税率	16
V.2 産業としての日本農業	18
V.3 日本の農家と農業経営の内容	20
V.4 日本と米国の農業経営比較	21
V.5 これまでの FTA における農業の取り扱い	22
V.6 日本農業の効率化のために	27
V.7 建設的な日米 EPA の議論にむけて	29
VI. 結論	31
参考文献	33

図表目次

図 1 日本への対米、対中輸出	34
図 2 日本への対米、対中輸入	35
表 1 日米貿易構造	36
図 3 日本への対米直接投資	37
図 4 日本への米国からの直接投資	38
表 2 地域集計	39
表 3 産業集計	40
表 4 日米間産業別関税率	41
表 5 相対 TFP ギャップ集計	42
表 6 経済厚生	43
表 7 GDP	44
表 8 輸出	45
表 9 輸入	46
表 10 投資	47
表 11 産業別算出	48
表 22 産業別輸出	49
表 13 産業別輸入	50
表 14 日本への農林水産物輸出入額と対米輸出入額	51
表 15 日本農業の基本指標	52
表 16 日本への農家の構成	53
表 17 農産物販売金額規模別農家数、販売農家	54
表 18 農家と勤労者世帯の所得比較	55
表 19 主業農家と副業的農家の所得比較	56
表 20 年齢別農業就業人口、販売農家	57
表 21 米国の農場の分類と農業現金所得	58
表 22 米国の作物別大規模農場(販売額 100 万ドル以上)の 農場数と販売額	59
付表 日米貿易構造(SITC2 桁分類)	60

1. はじめに

特定国との間で貿易障壁を撤廃する自由貿易協定(FTA)が1990年代に入って世界諸地域において増加し始めた。その背景には、当時、関税と貿易に関する一般協定(GATT)の下で行われていたウルグアイ・ラウンド貿易自由化交渉が暗礁に乗り上げていたことがある。そのような状況の中で、貿易自由化に関心のある国々は同じような考えを持つ国々との間でFTAの締結を進めていった。また、50年代から始まった欧州における地域経済統合が段階を経て高度な段階にまで達してきたことも、他地域の国々によるFTAなどの地域統合への関心を刺激した。ウルグアイ・ラウンド交渉が妥結し、95年にGATTを発展的に継承した世界貿易機関(WTO)が設立されたが、WTOの下での第一回貿易自由化交渉がなかなか開始されない状況においてFTA交渉は活発化した。2001年にはWTOの第一回の交渉であるドーハ・ラウンドが開始されたが、交渉は遅々として進まず、世界各国のFTAへの関心はさらに高まった。

世界でFTAが増加する中、米国は80年代半ばからFTAを進めてきた。他の地域と比べると、日本をはじめとした東アジア諸国はFTAへの関心を持つのが遅く、FTA締結に向けて本格的に動き出したのは21世紀に入ってからであった。米国は大きな貿易相手国であるカナダとメキシコと北米自由貿易協定(NAFTA)を締結して地域統合を構築した。一方、日本は東南アジア諸国連合(ASEAN)を中心に経済連携協定(EPA)を段階的に締結してきたが、米国、EU、中国などの大きな貿易相手国とのFTAは締結されていない。

日米EPAに対する関心は産業界や言論界を中心として1980年代後半以降において高まった。その背景には、日米貿易インバランスや貿易摩擦への対応があった¹。しかし、日本では90年代前半にバブルが崩壊し、その後、長期停滞に陥ってしまったことから、日米EPAへの関心も低下した。21世紀になると、FTAへの世界的な関心の高まりを背景に、日米EPAも再び関心を集めるようになった。中国の経済的および政治的台頭が日米協力関係の重要性を両国に再認識させたこともEPAへの関心を促した。近年になって、日本の産業界の日米EPAへの関心が急速に高まっている²。その理由としては、米韓FTAが2007年6月に署名したことがある。米韓FTAにより米韓の貿易が自由化されることで、米国市場において韓国企業との比較で不利な状況に置かれる日本企業は、日本も米国とFTAを締結して不利な状況を解消してほしいと願っているのである。他方、米国企業も日本市場への進出が期待したようには進んでいないことから、日米EPA締結に関心が強い³。

産業界とは異なり、日米EPAに対する政府レベルでの見方は日米共に慎重である。日米政府間では、第三国のFTAに関する情報を交換するという事に合意はしたが、日米EPAについては議題にも上がっていない。日本政府の中でも経済産業省は日本のEPA戦略の中で、大消費国である米

¹ 林良造・荒木一郎監修、日米EPA研究会(2007)などを参照。

² 例えば、2007年12月18日に経団連主催によるEPAシンポジウムでの財界人の発言などを参照。

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/times/2008/0117/03.html>

³ 例えば在日米国商工会議所によるプレスリリースなどに、米国企業の日米EPAへ向けての関心の高さが示されている。

[http://www.accj.or.jp/UserFiles/Image/PressReleases2007/020-2007-04-13%20ACCJ%20Welcomes%20the%20U.S.-Korea%20Free%20Trade%20Agreement%20\(English\)%20.pdf](http://www.accj.or.jp/UserFiles/Image/PressReleases2007/020-2007-04-13%20ACCJ%20Welcomes%20the%20U.S.-Korea%20Free%20Trade%20Agreement%20(English)%20.pdf)

国とのEPA締結の重要性を唱えているが、他省庁からは日米EPAについての考えは見えてこない。他方、米国政府は日米EPAには関心があるが、日本側で米国が要求するような包括的かつハイレベルなFTAを締結する準備が整っていないという認識を持っており、日米EPA交渉については日本の状況次第であるというスタンスを取っている⁴。

最近における産業界を中心とした日米 EPA への関心の高まりを踏まえて、本報告書では日米 EPA の日本経済にとっての意義と課題を検討する。以下、第 II 節では日米経済関係を概観し、第 III 節では日米経済協議を進めるにあたっての枠組みについて過去から現在までの変遷を概観する。議論では日米両国の FTA・EPA 戦略を検討する。第 IV 節では、日米 EPA の経済的効果について経済モデルを用いたシミュレーション分析を行うことで検討する。第 V 節では、日米 EPA の日本側での最大の障害になると考えられる農業について、課題および課題の克服にあたっての方策を分析する。第 VI 節で結論を提示する。

⁴ クレム駐日米経済担当公使による 2007 年 4 月 25 日の経団連での講演会の発言。
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/times/2007/0524/06.html>
ウェンディ・カトラー米国通商代表部次席代表による 2007 年 10 月 19 日の日本記者クラブでの講演会における発言。

II. 日米経済関係：貿易と投資

米国と日本の経済規模は、GDP で計って、世界第一位と第二位であり、2005 年では合計すると世界の GDP の 38% (米国 28%、日本 10%) を占めている。但し、中国やインドなど発展途上国を中心とした他の諸国の経済成長率が日米の経済成長率よりも高いことから、両国の世界での GDP シェアは低下傾向にある。特に、90 年代以降、日本の経済低迷が長期間にわたって続いたことから、日本経済の世界の GDP におけるシェアの低下は著しい。以上のような日米両国の近年における経済状況を踏まえて、本節では日米 EPA を検討するにあたって重要な項目である貿易と直接投資について、日米関係を分析する。

II.1 貿易

米国は日本にとって重要な貿易相手国である。特に輸出先としての重要性が高く、世界への輸出に占めるシェアは減少傾向にあるとはいえ、依然として最大の輸出先国になっている。図1に示されているように、日本の世界への輸出に占める米国へのシェアは、かつては 3 割を超えていたが、2000 年以降減少傾向が続き、2006 年では 22.5% になっている。一方、高い経済成長を背景に、アジア諸国、その中でも中国への輸出がシェアを伸ばしている。日本の世界への輸出に占める中国への輸出のシェアは 90 年代初めには 3% 程度で推移していたが、2006 年には 14.3% まで上昇した。中国への輸出のシェアが上昇してきたものの、米国は、日本にとっての輸出先として最も高いシェアを占めている。アジア諸国では高い経済成長の持続が見込まれており、日本の世界への輸出の中でアジアへの輸出のシェアが拡大すると予想されるが、それでも日本にとって米国の輸出市場としての重要性は将来も継続すると思われる。

輸出と比べて、輸入に関しては、日本にとって米国の重要性は相対的に低い。輸出のケースと同様に輸入においても米国の重要性は低下傾向である(図 2)。日本の輸入に占める米国からの輸入のシェアは 1988 年には 22.4% であったが、その後、一貫して低下し、2006 年には 11.7% となっている。世界の輸入に占める米国からの輸入シェアの低下とは反対に、中国からの輸入のシェアは継続的に上昇しており、2006 年には 20.5% に達している。

日本の中国をはじめとした東アジア諸国との貿易の急速な拡大の背景には、機械産業を中心とした地域生産ネットワークの存在がある。日本、米国、欧州諸国などの多国籍企業は東アジア諸国における低廉かつ能力の高い労働力を活用することで、地域生産ネットワークを形成し、効率的な生産を行っている。地域生産ネットワークでは、東アジア諸国に設立した拠点間で部品を活発に貿易しており、そのような貿易の拡大が東アジア域内での貿易依存を高めている。他方、米国は、そのような生産ネットワークで生産された製品の重要な輸出先となっている。

日本と米国の貿易関係においても、上述した東アジアの生産ネットワークが影響を与えている。そこで日本と米国の貿易関係を商品別にみることにしよう(表1)。日本の米国への輸出においては工業製品、その中でも機械製品が大きなシェアを占めている。2006 年では、日本の米国への輸出のうち機械製品の割合は 4 分の 3 を超える。付表に示されているように、機械製品の中でも自動車は圧倒的に大きな位置を占めていることがわかる。日本の対米輸出のうち、実に 4 割は自動車である。自動車産業にとって米国市場の重要性は、日本の自動車の輸出のうち、4 割が米国向けであることに示されている。自動車以外に日本企業にとって米国市場の重要性が認められる産業としては、医薬品、一般機械、電子・電気機械、精密機械などが挙げられるが、それらの産業の輸出額は自

動車産業のそれと比べると極めて小さい。

日本の米国からの輸入については、工業製品、その中でも機械製品が大きな位置を占めているが、農産物・食料品の割合も極めて高い。実際、日本の米国からの輸入のうち、13%は農産物・食料品である。機械製品の中では、電子・電気機械やその他の輸送機械（航空機および航空機エンジンなど）が大きな位置を占めている。

日米 EPA を考察するにあたって米国との比較で日本の産業の競争力を検討することは重要な意味を持つ。日米 EPA により貿易自由化・円滑化が進む場合には、競争力のある商品の輸出は拡大するのにに対し、競争力のない商品の輸入は増える可能性が高いからである。競争力指数を用いて試算を行った結果が表1に示されているが、結果からは、日本は機械製品に競争力を持つのにに対し、農産物・食料品、飲料・たばこにおいて競争力がないことが分かる。

日米貿易に関する分析からは、米国は日本にとって機械、その中でも特に自動車の輸出において極めて重要な市場であると共に、日本が自動車の輸出において極めて高い競争力を持っていることが明らかになった。他方、日本の輸入においては、米国の供給元としての重要性は低下しているが、米国は農産物・食料品、飲料・たばこなどの商品において競争力を持つことが明らかになった。これらの検討結果は、日米 EPA が形成されたならば、自動車を中心とした機械産業はメリットを享受できる可能性が高い。他方、農産物・食料品、飲料・たばこなどの生産者は生産量の縮小という形で影響を受けることが予想されることから、EPA に反対の立場をとる。

II.2 直接投資

投資残高で見て、米国は日本にとって最大の投資先国であるだけでなく、最大の投資元国である。日本の米国への対外投資残高は 2006 年末では 1,564 億ドルであり、454 億ドルで二位のオランダを大きく上回っている⁵。日本への米国の直接投資残高は 420 億ドルであり、122 億ドルで二位のオランダを大きく上回っている。因みに日本の対外および対内直接投資全体に占める米国のシェアは、各々、34.8%と 39.0%である。

80 年代末以降の推移を見ることにしよう。日本から米国への対外直接投資は金額ベースで見ると、日本の全体の対外直接投資の動向を反映して、80 年代末に 4 兆円強でピークを迎えた後、バブル経済が崩壊する 90 年代の初めにかけて大きく低下した（図 3）。90 年代後半にかけて盛り上がりを見せたが、21 世紀に入ると大きく低下し、80 年代末のピーク時の水準の 2 割程度の水準で推移している。件数で見た場合は、金額で見た場合と比べて減少度が大きい。1989 年に 2,600 件を超えていたが、90 年代初めに大きく減少し、21 世紀に入ると更に減少し、2004 年には 191 件にまで下がった。日本の対外直接投資に占める米国向け直接投資のシェアは 80 年代末以降、多少の振幅はあるものの、低下傾向を示している。金額で見ると、89 年には 50% 近くあったシェアが 2004 年には 13% にまで大きく低下した。

米国の日本への直接投資は金額ベースで見ると、近年は増加傾向にある（図 4）。90 年代半ばまでは、1,000 億円から 2,000 億円程度で推移していたが、98 年以降は上昇傾向にあり、2004 年には 2 兆 6,000 億円を記録している。2004 年の投資額は 2003 年の 8 倍近くも上昇しているが、その

⁵ ジェトロのウェブサイトを参照、対外直接投資と対内直接投資については各々、以下のサイトから情報を入手した。

http://www.jetro.go.jp/en/reports/statistics/statistics/iip_2007_1.xls

http://www.jetro.go.jp/en/reports/statistics/statistics/iip_2007_2.xls

背景には米国の金融部門による大きな投資があった(ジェトロ貿易投資白書、2005年版、25ページ)。件数では、90年代半ばには低下したものの、その後、回復し2000年以降は、毎年500件前後で推移している。世界からの直接投資に占める米国からの直接投資のシェアは、金額ベースでは振幅が大きいことから明瞭なトレンドは確認できないが、件数で見ると90年以前と比較すれば上昇傾向にある。これは日本の対外投資に占める米国への投資のシェアが明確に低下傾向を示しているのとは異なる傾向である。2000年以降は、2004年の金額ベースでの数字は例外的に高いシェアを示しているが、それ以外の年については、金額および件数ともに30%前後であり、重要な投資元になっている。

III. 日米の通商政策

日本と米国の経済関係は貿易摩擦から協調へと変わりつつある。但し、以前のように深刻ではないが、貿易・投資を中心とした経済摩擦は解消したわけではなく、依然として相互に課題・問題を抱えている。本節では、日米の通商政策について検討する。はじめに両国間の通商問題と政策的対応を概観し、次に日本と米国のFTA戦略を考察する⁶。これらの分析から日米EPAを考える場合の課題などが明らかになる。

III.1 通商摩擦からパートナーシップへ

第二次大戦後における日米貿易摩擦は日本の輸出品が米国市場を侵食することに対して米国の生産者が保護を求めるといった形で始まった。1950年代の繊維から始まり、70年代のカラーテレビ、鉄鋼、工作機械、80年代には自動車、半導体というように、日本の経済成長と共に対象となる製品が高度化・高付加価値化する形で摩擦が次から次へと発生した。これらの日本の対米輸出に関する貿易摩擦は、数多くの二国間交渉の末、多くの場合、日本側による輸出自主規制という形で対処された。

80年代に入ると、貿易摩擦の重点が米国市場の保護から日本市場の開放にシフトした。日本市場への輸出が期待したようには伸びないことから米国側は市場開放を要求するようになった。85年に始まった電気通信、医薬品・医療機器、エレクトロニクス、林産物の4分野における市場分野別個別協議、いわゆるMOSS協議は、貿易障壁を洗い出し、貿易障壁の撤廃を目指して設立された。MOSS協議を通して、エレクトロニクス製品関税の20%の引下げ、通信機器・コンピュータ関連品目の関税撤廃等が合意されるなどの進展を見た。MOSS協議の対象となった4分野以外においても、半導体や皮革製品などで日本市場開放へ向けての交渉が続けられた。MOSS協議は、1989年に日米構造協議へと引き継がれ、系列取引、排他的商慣行など市場開放に向けての産業横断的な視点からの協議が開始された。

日本の対米貿易黒字が大きく拡大したことに不満を持った米国は93年に「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み(日米包括協議)」を発足させた。この枠組みは年に2回開催される首脳会議を中心として様々な協議を開き、日本の経常収支黒字の縮小と米国からの輸入の増加を実現することを目的とした。具体的には、マクロ経済政策、セクター別協議、政府調達、規制改革などの主に二国間の経済問題だけではなく環境、人材育成、エイズなど地球的な課題についても協議の対象とした。貿易問題に関しては、日本は米国側の要求する一方的措置や輸入の数値目標を受け入れなかったことから、当初期待したような成果は達成できなかった。分野によっては協議を継続させ、相互理解を深めることが出来た。

2001年になると、中国の経済的台頭といった経済環境の大きな変化に対応して、日米における経済協力が積極的に進められるようになった。そのような状況の中、小泉首相とブッシュ大統領による日米首脳会談において「成長のための日米経済パートナーシップ」の設置が発表された。その背景には、アジア太平洋地域での経済情勢の変化の他に、二国間経済関係として貿易問題、マクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資の促進、開かれた市場の構築などといった多くの課題が存在していたからである。具体的には、次官級経済対話、

⁶ 日米のFTA戦略については、浦田・石川・水野(2007)などを参照。

官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、財務金融対話、投資イニシアティブ、貿易フォーラムなどの枠組みが設置され、上述したような両国間に関わる問題・課題に関する協議が進められている。

日米では、これまで様々な枠組みを通して、両国間の抱える問題・課題を取り上げて協議を続けてきた。それらの協議を通して、相互の抱える問題・課題についての知識は蓄積されている。日米がEPAを締結するにあたって抱える課題をいくつか挙げておこう⁷。日本側の課題としては、農業、電気通信、情報技術、競争政策、医療機器・医薬品、金融サービス、流通などの分野における開放および規制改革などがあるのに対して、米国側の課題としては、自動車市場、法律サービス、保険サービスなどの市場開放、アンチダンピング、投資関連規制、政府調達、基準・規格などの規制改革などがある。

日米間における多くの通商問題は GATT による多角的枠組みの下での紛争解決手段ではなく、二国間で「解決」されてきた。しかし、95 年に WTO が設立され紛争解決メカニズムが強化されてからは、二国間ではなく WTO の紛争解決メカニズムが活用されるようになった。しかし、規制などの国内措置や直接投資にかかる規制などについては、WTO で取り上げることができないことから、依然として二国間で対応している。

III.2 日本の FTA 戦略

日本にとって最初の FTA がシンガポールとの間で 2002 年 11 月に発効した。同協定の正式名称は「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」もしくは「日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA)」である。JSEPA は包括的な EPA であり、伝統的な FTA に含まれる加盟国間の関税・非関税障壁の撤廃だけではなく、直接投資の自由化、貿易及び直接投資の円滑化、人材育成や中小企業振興などの様々な分野における経済・技術協力を含むものである。JSEPA の背景にはモノだけではなくヒト、カネ、情報が国境を超えて自由かつ活発に移動するようになった国際経済環境の下で、経済的に大きなメリットをもたらすためには、広範囲に及ぶ包括的な取り決めが必要であるという両国の認識があった。その後、日本はメキシコ (2005 年 4 月)、マレーシア (2006 年 7 月)、チリ (2007 年 9 月)、タイ (2007 年 11 月) との EPA を発効させ、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは調印済み、東南アジア諸国連合 (ASEAN) とは大筋合意、豪州、インド、スイス、ベトナム、GCC (湾岸協力会議) とは交渉中、そして韓国とは交渉中断という状況にある。また、日本は ASEAN、中韓、そしてインド、豪州、ニュージーランドを含んだ「東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想」の実現に向けてそれらの国々の研究者達と民間レベルの研究会を立ち上げ、検討を進めている。2005 年時点の貿易額で見ると、日本の貿易 (輸出入) に占める EPA 発効済みの国々との貿易の割合は 9.5%、調印済み及び交渉中の EPA を含めると、その割合は 29.7% になる。

日本は第二次大戦後から 1990 年代末に至るまで、貿易の自由化を GATT や WTO の枠組みの中で進めてきた。したがって、日本が近年進めている FTA には、GATT/WTO の多角的枠組みのみに基づく単層的アプローチから GATT/WTO だけではなく二国間あるいは複数国間での自由化

⁷ 外務省『日米規制改革及び競争政策イニシアティブ・6年目の報告書』2007年6月6日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/6_houkoku_gai.html および過去の FTA 交渉の経緯などから判断。

を含む多層的アプローチへという貿易政策の変化が反映されている。

日本の FTA 戦略の特徴としては、EPA と表現することからもわかる内容の包括性と東アジア重視が挙げられる。動機としては、日本企業にとっての輸出及び投資機会の拡大、日本市場の開放を通じての日本経済の活性化、投資および経済協力を通じての東アジア経済成長への貢献、石油などの資源の確保などが含まれる。また、日本の人口が低下し始め、高齢化が急速に進む状況の中で、日本人の生活水準の維持・向上のためには、市場開放・構造改革を進めると共に将来性の高い東アジア経済との繋がりを緊密化することが重要であり、そのために有効な手段として FTA が有効であると見做されている。さらに、中国の台頭が著しい東アジアにおいて日本の影響力を維持するための手段としても FTA が用いられている。

日本にとって FTA はメリットをもたらすにも関わらず、FTA による貿易自由化や労働者の受け入れによって被害を受ける部門からの反対が強く、FTA 交渉はスムーズには進まない。貿易自由化に対して強く反対するのは主に競争力を持たない農業、漁業、林業などの一次産業である。実際、競争力に乏しいことから、コメ(77%)、砂糖(37%)、小麦(25%)など、というように高い関税率により保護されている。農業からの反対が強いことから、主要な貿易相手であるが競争力のある農業を持つ米国などとの EPA は公式には検討されていない。また、締結した EPA でも農産品の自由化の程度が低い。

東アジア諸国との FTA では労働者の移動が日本にとって障害となっている。フィリピンやタイは看護師や介護士など医療従事者の日本への「輸出」を要求している。日本では高齢化が進むことが確実であり、将来的に高齢者を介護する人々の数が不足することが予想されている。こうした懸念から海外からの医療従事者の受け入れは正当化されて然るべきである。ところが医療関係者は、日本人看護師・介護士の雇用機会にとって脅威であるとして、こうした動きに反対している。

日本が米国との EPA 締結において、既に述べたように農業の自由化が障害になるが、それだけではない。世界の最大と二番目の経済大国が EPA を締結するにあたっては、国境措置の撤廃だけでなく、競争政策や諸税制などの国内政策の調和・統一といった内容を含むハイレベルのものになければならない。この点については、後述する。

III.3 米国の FTA 戦略

米国は 1985 年 8 月にイスラエルとの間で初めての FTA を発効させた。その後、カナダ(89 年 1 月)、NAFTA(カナダ、メキシコ、94 年 1 月)、ヨルダン(01 年 12 月)、チリ(04 年 1 月)、シンガポール(04 年 1 月)、オーストラリア(05 年 1 月)、モロッコ(06 年 1 月)、CAFTA-DR(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国、06 年から 7 年にかけて)、パーレーン(06 年 8 月)との FTA を発効させた。2007 年 11 月 30 日時点では、9 の FTA(15 カ国)を発効している。また、オマーン、ペルー、コロンビア、パナマ、韓国との FTA の調印を済ませ、マレーシアと交渉を行っている。米国は、これまでは中南米や中東の国々との FTA 締結に熱心であったが、近年になって東アジア諸国との FTA に強い関心を持つようになってきている。米国の FTA の中には、交渉は開始されたものの中断や打ち切られたものもある。交渉が中断されている FTA としてはキューバを除く米州 34 カ国が参加した米州自由貿易協定(FTAA)がある。米国の貿易に占める FTA 発効済、調印済み、交渉中の国との貿易の割合は 42.7%であり、日本の同割合よりもかなり高い。

米国は 1920 年代に発生した恐慌を深刻化させ第二次大戦を発生させた一つの要因が世界各国における保護主義によってもたらされた貿易の大きな縮小であるという認識から、30 年代以降、

一貫して自由貿易を推進してきた。しかし、欧州で地域化が進んだことや GATT における多角的貿易交渉が順調に進展しなかったことから、二国間・複数国間での FTA に関心を持つようになった。実際、現時点では米国は、多国間 (WTO) と共に地域および二国間で WTO に整合的であるだけでなく WTO を超える内容を含むハイレベルかつ包括的な FTA を用いて貿易自由化を進めることに熱心である。米国の FTA の背後にある動機としては、貿易や投資の拡大による経済的利益の追求だけでなく、外交や安全保障面での利益の追求もある。中近東諸国との FTA を進めていることや FTAA からキューバを除外したことから、これらの動機が読み取れる。

米国の FTA の内容は日本の EPA と同様に財の貿易だけではなく、サービス貿易、直接投資、貿易円滑化などを含む包括的なものとなっているが、日本の FTA にはない労働者の権利の保護など労働に関する条項が含まれていることが一つの特徴である。また貿易自由化率の高いハイレベルの FTA 締結を目指している。この点は、07 年 4 月に最終合意された米韓 FTA の内容を検討することで確認できる。米韓 FTA における米国の韓国からの輸入品に対する 10 年後の自由化率 (品目ベース) は 97.9% であるのに対して、NAFTA でのメキシコからの輸入品に対する 10 年後の自由化率は 99% である。但し、オーストラリアとの FTA では同自由化率は大きく下がり、85.4% である。他方、FTA 相手国からは高い自由化率を獲得している。米韓 FTA での韓国、NAFTA でのメキシコ、米豪 FTA でのオーストラリアにおける米国からの輸入品に対する 10 年後の自由化率は、各々、97.4%、99%、99% である。

米国は物品では農産品、医療器具、医薬品など、サービスでは金融サービス、流通サービス、医療サービスなどの輸出に関心が高い。一方、自由化に対する反対が強い部門としては繊維、鉄鋼、自動車などの工業製品や内航輸送などが挙げられる。

IV. 日米 EPA の経済的効果

本節の目的は日米 EPA の経済的な影響を、計算可能な一般均衡分析 (CGE: Computable General Equilibrium) モデルで試算することである。従来の FTA では関税や輸出補助金の削減・撤廃などの貿易措置が中心を成してきたが、近年の自由化交渉ではビジネス環境整備や円滑化など制度改革も含めたより包括的な EPA が主流となりつつある。将来構想されるであろう日米 EPA においても、貿易措置を包含する広範な分野での自由化が検討されると予想される。

貿易自由化に加えて新たな分野での自由化について、その経済的影響を数量的に試算することはなかなか容易ではない。しかしながら本節では、自由化が貿易・投資の円滑化をもたらすビジネス環境や制度整備が進むことにより、両国の産業間に存在する生産性ギャップが収斂するものと仮定し、日米 EPA の経済的影響について CGE モデルで試算・分析を行う。

IV.1 分析方法

(1) 分析モデル・データ

本節で用いた CGE モデルとデータベースは、米国パデュー大学国際貿易分析センターが中心となった研究者や政策立案者のネットワークにより進められている国際貿易分析プロジェクト (GTAP: Global Trade Analysis Project) で開発されている。この多地域・多部門の GTAP モデル (Hertel, 1997, McDougall, 2000) と、全世界の 87 地域 (国)、57 産業について 2001 年基準で網羅した GTAP データベース第 6 版 (Dimaranan, 2006) の詳細はインターネットを通じて広く公開されており、シミュレーションに必要なソフトウェアの提供も行われている。⁸ GTAP モデルでは、完全競争、収穫一定の生産技術、貿易財の産地による差別化が仮定されている。

87 地域・57 産業の GTAP データベースをそのまま利用し、日米 EPA のシミュレーションを行うことは、計算処理上非常に困難である。そのため、分析目的を損なわないよう留意しつつ、87 地域を 12 地域へ、57 産業を 20 産業へと集計した (表 2、表 3 を参照)。集計の程度によりシミュレーション結果が変化する可能性があることには注意が必要である。

集計された GTAP データベースで計算される産業別関税率を日米間について示したものが表 4 である。日本は米国からのコメ (Rice) 輸入に対して約 788%、一方で米国は日本からのコメ輸入に対して約 7% の関税を課していることが分かる。日本では農業・食料関連 (Rice から Fishery) や繊維・衣服・皮革 (TexWapLea) で比較的関税率が高い傾向にある。米国では、日本からの化学 (Chemical)、金属 (Metal)、自動車 (Automobile)、機械 (Machinery) 等の輸入に相対的に高い関税率を課している。計算されたサービス産業の関税率は 0% であるがサービス貿易への障壁は存在すると考えられ、自由化によってその程度が低減することが期待される。

日米 EPA の効果が表 2 に示された産業別関税率のみで試算される場合、その結果が限定的なものに留まることが予想される。サービス貿易障壁が明示的に示されないことや、財についての貿易障壁も関税・補助金のみでは捕捉できないためである。また、包括的な自由化協定で議論される、投資や参入に関してのビジネス環境や法整備が両国間のサービス貿易を促進する効果や、通関手続きや相互認証などによる物流円滑化の効果への考慮が欠けてしまうこととなる。本分析ではこれらを補う方法の一つとして、全要素生産性 (TFP: Total Factor Productivity) ギャップを用いた。

⁸ GTAP ホームページ (www.gtap.agecon.purdue.edu) を参照。

(2) TFP ギャップ

Jorgenson and Nomura (2007)では、日米間の TFP レベルについての 1960 年から 2004 年への長期に渡る比較を行い、TFP レベル差を産業間へ求める研究がなされている。その詳細な分析に基づく結果の中から、米国を基準として 42 の産業別に相対 TFP ギャップを推計した結果を利用した。

推計された 42 産業の相対 TFP ギャップを GTAP データへと対応させ集計した結果が表 5 である。米国の産業を基準(1.0)として、日本の各産業の TFP レベルが相対的に示されている。米国より全要素生産性が比較的高い日本の産業は、化学 (Chemical)、自動車 (Automobile)、電気・電子 (Electronics)、コミュニケーション・保険・金融 (ComInsFin)、輸送 (Transport) であった。コミュニケーション・保険・金融について、Jorgenson and Nomura (2007)での結果は保険・金融で米国の方が高い TFP を示していたが、ここでは保険・金融をコミュニケーションと合わせて集計したため日本の方が高い結果となった。

包括的な日米 EPA が実施されることで、表 5 に示された TFP ギャップが収斂することを仮定する。具体的には、日本の農林水産関連産業や軽工業では、米国レベルへの生産性のキャッチアップが仮定され、化学、自動車、電気・電子、コミュニケーション・保険・金融、輸送産業では米国側からの収斂が仮定されることとなる。

IV.2 分析結果

日米 EPA シミュレーションは、関税・補助金の撤廃 (表 4) と TFP ギャップ収斂 (表 5) を GTAP モデルへ外生的なショックとして与えることで行った。TFP ギャップの収斂幅については、10%、25%、50%、そして 100%のそれぞれについてシミュレートした。

経済厚生への影響を変化率 (%) と変化額 (US\$, million) でまとめたのが表 6 である。関税・補助金の撤廃のみである狭義の FTA では、日本の経済厚生は約 160 億ドル (0.45%) 増加し、米国では 24 億ドル (0.03%) の増加であった。より包括的な FTA を想定し、TFP ギャップの収斂幅を変化させていった結果をみると、日米両国ともに経済厚生への正の影響が拡大していくことが分かる。土地、労働、資本や天然資源などの生産要素の投入が一定であっても、より多くの生産物を産出することが可能となるような、広範な自由化からの便益であると解釈できる。

TFP ギャップが完全に解消するという仮定は強すぎるが、日米双方の産業で 10%の収斂があれば日本で約 691 億ドル、米国では 311 億ドルへと相当な経済厚生の上昇が期待される。貿易措置やビジネス環境・制度の改革を通じた 10%程度の生産性のキャッチアップを仮定することは非現実的ではないと考えられる。

GDP についての結果が表 7 に示されている。狭義の FTA では、日本の GDP 増加は小さく米国においては負の値であったが、TFP ギャップが収斂するにつれて両国の GDP は上昇し増加幅も大きくなった。FTA に加えて収斂幅が 10%の場合、日本の GDP は約 670 億ドル (1.6%)、米国では約 283 億ドル (0.28%) の増加であった。

狭義の FTA のシミュレーション結果について、先に見た表 2 で米国の経済厚生は正の変化 (0.03%) であるにもかかわらず、なぜ GDP では負の変化 (-0.02%) となるのだろうか。後の表 4 で見るように、米国での輸入の拡大幅が非常に大きいため、GDP へ負の影響を与えていることが分かる。狭義の FTA の場合であっても、米国の消費・投資・輸出は増加するが、それ以上に輸入が大幅に

増加するためである。

経済厚生の変化が正であったことは次のように説明できる。配分効率の変化と交易条件の変化が経済厚生の変化を決定する二つの主要因である。FTA により米国の交易条件は大きく改善していることが、輸入の増大を説明する。米国で生産が拡大する財(特にコメ(rice))に税や補助金が課されているため、配分効率は悪化する。しかし、交易条件改善の効果がそれを上回るために、経済厚生は正の変化を示す結果となった。

日米EPAシミュレーションでの輸出についての結果をまとめたのが表 8 である。米国について見ると、FTAに加えてTFPギャップが収斂していくことで輸出の増加が拡大していることが分かる。その一方で日本の輸出がTFPギャップ収斂によって減少している。これは、米国で化学、自動車、電気・電子、コミュニケーション・保険・金融、輸送産業での生産性上昇が生じるため、比較的安価での輸出が可能となり、日本の輸出の核をなす当該産業を世界市場で代替するためである。日本からの輸出は狭義のFTAであれば 4%の増加となるが、米国のキャッチアップが進展するにつれて、輸出は減少に転じその減少幅が拡大していく。日本からの輸出が縮小するケースでは、米国のみならず他の国・地域も輸出を伸張させている点が特徴的である。⁹

輸入についての結果が表 9 である。日本の輸入増加が、FTA のみで 4%から TFP ギャップ収斂に伴い大きく増加している一方で、米国の輸入増加は 1%台で比較的安定していることが対照的である。また、変化の程度が限定的ではあるが、ASEAN で輸入が増加している点も日米 EPA へ参加していないその他の地域と対照的な結果となっている。

日本の投資が日米 EPA によって拡大することが、表 10 に示されている。米国での投資の変化はかなり小さいが、正の変化から TFP ギャップ収斂幅が大きくなると負の変化へと転じている。資本集約的な産業での生産効率が上昇することで、資本財のレンタルコストが低下することに起因している。しかしながら、現実的には包括的な FTA が投資の減少を引き起こすことは想定し難いと考えられる。

日米 EPA の結果を産業別に生産、輸出、輸入についてまとめたものが、それぞれ表 11、表 12、そして表 13 である。TFP ギャップの収斂幅は 10%のケースについて結果を示している。産業別産出の変化をみると、関税率が比較的大きく保護された産業において、FTAによる自由化に伴う生産縮小が観察される。日本においてはコメ、穀類(Grain)、肉類(Meat)で生産減少が顕著である。これらの産業について留意すべき点は、国家貿易品目を含むなど複雑な貿易措置がとられている産業でもあり、関税率に換算された貿易障壁の評価は検討も必要である。日本で電気・電子の生産が負の影響(-1.14%)となる理由が、米国の生産性キャッチアップであることを全体の効果(Total)を関税撤廃(0.93%)と TFP ギャップ収斂(-2.07%)とに要因分解することで分かった。日本の他の産業については生産拡大が観察された。

日本の産業別輸出への影響は、狭義の FTA では漁業(Fishery)を除き全ての産業で正の変化であったが、TFP ギャップ収斂する場合には米国で生産性が改善するため、工業・サービス産業全般で輸出減という結果となった。

日本の産業別輸入についてはほとんどの産業で増加する。農業・食料関連産業での生産性上昇は、輸入増加を抑制する効果を持っていることが分かる。コメの輸入増加幅が非常に大きな値と

⁹ 米国以外の北米地域(NAmerica)には、カナダ、メキシコ、その他北米地域(バミューダ諸島、グリーンランド、サンピエール・ミクロン島)が含まれている。

なっているのは、撤廃対象の関税率が大きな値であったことに対応している。しかしながら先述したように、コメに関する貿易措置を関税率換算したものがデータベースで記述されるため、その値についての議論は残る。さらに、日米 EPA シミュレーションでは関税が完全撤廃されるとの想定であるため、輸入増加を過大に評価している可能性が大きいことにも留意が必要である。

IV.3 結果のまとめと今後の課題

日米 EPA の経済的影響の試算を GTAP モデルとデータベースを利用して行った。包括的な EPA を想定したシミュレーションでは、関税の撤廃とともに日米両国の産業間 TFP ギャップが収斂する効果を考慮した。試算結果では、日米両国が EPA から享受する便益をマクロ経済指標で明らかにしている。産業別の結果は、保護された産業か否か、相手国からの生産性キャッチアップがあるかという条件により変化の方向付けがなされることを明らかにした。今後の課題としては、関税換算された貿易措置の検討や、外生的に挿入された生産性ギャップを試算に利用したデータベースで記述できる方法を検討することである。

V. 日米 EPA と日本の農業

日本経済は国際化・グローバル化のなかで構造改革を迫られているが、農業も例外ではない。農業は価格支持制度などで所得を維持し、また、農地法により他産業からの参入規制を行い、長い間保護農政の下にあった。それが農業の産業としての自立を遅らせ、他産業との生産性格差を拡大させてしまった。

米国や豪州といった農産物輸出国との FTA 推進のためには、こうした農業政策の根本的な変更を迫る必要がある。これまでに日本農業は WTO 農業協定の下で 1995 年に非関税輸入障壁を関税に置き換え、2000 年からの農業交渉に臨み、一方、シンガポールとの EPA を皮切りに自由貿易協定の推進に努めてきた。しかし、農産物を包括的に取り込む FTA には至っておらず、現在交渉中の日豪 FTA 交渉が今後の日本の FTA を占う試金石となる。ただし、日豪 FTA 交渉では日本の最重要品目であるコメは対象となっておらず、コメは日米 EPA を具体化する過程で本格的にその扱いが議論されることになる。

日本農業が構造改革に全く取り組んでこなかったわけではない。経済のグローバル化のなかで日本の農政も幾つかの変更を余儀なくされた。1999 年には 38 年にわたり農政の柱となっていた農業基本法を廃止し、新たに「食料・農業・農村基本法」を制定した。その下で基本計画を作成し、2005 年からの基本計画では農政の対象を担い手に限定することを打ち出し、2007 年に始まった「品目横断的経営安定対策」に適用された。また、1969 年に始まったコメの生産調整は 2007 年からその実施主体が国から農業団体に移された。こうした変化は、しかし、FTA 推進や WTO の展開に対応して十分といえるのか。今後、日米 EPA を推進するに当たって、日本農業が取り組まなければならない課題とその解決方法、そして将来の日本農業のあり方を様々な角度から検討してみる。

V.1 日米農産物貿易の実態と日本の輸入関税率

日米 EPA における農業問題を把握する上で基礎となる日米農産物貿易の実態を確認しておこう。表 14 には近年の日本の農産物輸出入額と対米国との輸出入額が示されている。日本の農産物輸入額は 2006 年で 5 兆 41 億円であり、林・水産物を加えると 8 兆 859 億円に昇る。そのうち米国からの農産物輸入は 1 兆 5,176 億円で全体の 30.3% を占め、農林水産物輸入は 1 兆 7,728 億円で全体の 21.9% を占めており、米国は日本の最大の輸入相手国である。ちなみに、農産物輸入相手国の第二位は中国で 13.3% を占め、EU(25 カ国) が第三位で 13.0%、そして豪州の 9.6%、カナダの 6.3% が続く。

米国からの農林水産物輸入の金額で最も多いのは、たばこの 3,350 億円である。第二位がとうもろこしの 2,896 億円であり、豚肉の 1,337 億円、大豆の 1,140 億円、生鮮・乾燥果実の 867 億円が続く(いずれも 2006 年値)。米国は日本のとうもろこし輸入額の 96.3% を占め、豚肉で 34.9%、大豆で 76.5%、生鮮・乾燥果実で 37.2% を占める。他の重要品目では小麦の米国からの輸入が 801 億円で総小麦輸入額の 53.8% を占める。牛肉は従来金額で米国が最大の輸入相手国であったが(2003 年で 1,285 億円、牛肉輸入額の 51.9%)、2003 年に米国で牛海綿状脳症(BSE)の発生が確認されたため、米国産牛肉の輸入が禁止された。また、米国からのコメの輸入はミニマム・アクセス米で最大のシェアを確保しており、2006 年で 185 億円、52.6% を占めている。

他に米国のシェアが大きいのは、丸太の 706 億円で 33.1%、ペットフードの 320 億円が 35.4% で、いずれも第一位。生鮮野菜は 135 億円で 14.0%、冷凍野菜は 337 億円が 29.0% で、いずれも中

国に次いで第二位となっている(いずれも2006年値)。

一方、日本の農林水産物の対米輸出も行なわれている。日本の農林水産物輸出は2006年で4,490億円であり、そのうち対米輸出は789億円で香港に次いで第二位で17.6%を占める。農産物輸出でみると2,359億円のうち対米輸出は462億円で台湾に次いで19.6%のシェアとなっている。米国への主要な農産物輸出品は真珠の80億円、ホタテ貝の45億円、アルコール飲料の42億円、魚肉ソーセージ等の練り製品の25億円、ゴマ油の20億円などである。ちなみに、日本の農林水産物の他の輸出先は香港へ836億円、台湾へ637億円、中国へ595億円、韓国へ516億円などとなっている(いずれも2006年値)。

日米EPAにより期待されるのは、これらの農林水産物に課されている国境措置・関税が撤廃されることである。現在の関税率がどのようになっているかを見てみよう。米国からの輸入額が大きいたばこは、紙巻たばこは暫定無税、葉巻たばこでWTO協定関税率が16%である。なお、たばこを販売目的で輸入する場合は、たばこ事業法により、財務大臣の特定販売業の登録を受けなければならない。

とうもろこしの輸入については、播種用以外のものは50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率が課されるが、配・混合飼料用とうもろこしには、関税定率法に基づく承認工場制のもとで、一定規格の配合飼料の原料として使用することを条件に、輸入関税を免除する制度が適用されている。丸粒のまま農家に供給する飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る)や単体飼料加熱用圧べんとうもろこしも無税である。コーンスターチ、エチルアルコールの製造用のもの等に対し一定の数量を限度として、関税割当制度が適用され、無税で輸入される。また、大豆の輸入も無税である。

生鮮・乾燥果実の輸入は、パパイアの2%からりんごやパイナップルの17%と比較的低率だが、オレンジについては6月1日から11月30日までは16%、12月1日から5月31日までは32%と高率の季節関税が課されている。これは日本国内産の柑橘類やぶどうを保護する目的で、これらの端境期には低い税率でも日本の収穫期には高税率が適用され、「一品目二関税率制度」になっている。一方、生鮮野菜の関税は低率で多くが3%程度で、高くてもキロ67円以下の玉ねぎに適用される8.5%までである。また、冷凍野菜の関税も低率で、ほうれん草やブロッコリーの6%からごぼうの12%までである。

畜産物では、牛肉の関税率はWTO協定で50%だが、暫定で38.5%が適用されている。豚肉には差額関税制度が適用されている。日本は豚肉の輸入に関して差額関税制度を設けている。これは輸入価格が一定の範囲にあるとき、一定の基準価格と輸入価格の差を関税として徴収するものである。現在、枝肉ベースで、1kg当り48.9円(従量税適用限度価格)から393円(分岐点価格)の範囲で輸入される豚肉には410円(基準価格)とその輸入価格の差が徴収される。例えば1kg当り50円と390円と品質の異なる豚肉であっても、輸入後の国内価格はどちらも410円にされてしまうシステムで、安価な豚肉より高級豚肉に輸入が偏ることになる。なお、米国からの輸入シェアの大きい品目として挙げた、ペットフードおよび丸太の輸入関税は無税である。

小麦やコメなど国家貿易で輸入が行なわれている農産物については、関税割当制度が適用されており、一定割当数量分には無税または低い1次税率が適用され、割当数量を超えて輸入する分に対しては高い2次税率が課税されている。小麦を政府以外の業者などが直接輸入する際に徴収される関税相当量はキログラム当たり55円である。コメを民間で輸入する場合に徴収される関税相当量はキログラム当り341円である。

ところで「実行関税率表」によれば、コメの基本税率は 402 円 / kg、WTO 協定税率は 341 円 / kg、暫定税率は 49 円 / kgとなっている。基本税率はコメの関税化に際し設定された関税相当量であり、WTO 協定税率は協定に基づきそこから 15%削減された値である。では暫定税率は何に由来する数値であろうか。これは WTO 協定税率から農林水産省が徴収するマークアップを差し引いた値である。

マークアップは国家貿易で行うミニマム・アクセス米の輸入に対し農林水産省が徴収するものであるが、民間貿易で輸入する場合も関税相当量 (341 円 / kg) の内最大で 292 円 / kgはマークアップとして徴収され、食糧管理特別会計に組み込まれる。一般会計に組み込まれるのはこの差額の 49 円 / kgであり、これが暫定税率とされているのである。マークアップは小麦にも適用されており、キログラム当り 55 円の関税相当量のうち 45.2 円がマークアップであり農水省が徴収し、差額の 9.8 円が暫定税率となっている。

V.2 産業としての日本農業

日米 EPA の実現によって関税率の撤廃が行なわれた場合、日本農業にどのような影響があるのだろうか。その議論をするためには、日本農業の姿を確認しておかなければならない。日本農業は出荷額でみて約 8 兆 8 千億円に相当する農産物を生産し、約 5 兆 4 千億円の付加価値を生み出す産業である。この生産活動を担っているのは、293 万戸の農家の 257 万人の農業就業者である (いずれも 2004 年値)。しかし、日本経済全体に占める比重は年々低下しており、2004 年の農業は付加価値でみて日本経済の 1.1%、総就業人口の 4.1%を占めるにすぎない。

このように農業の比重が小さいことは日本ばかりではなく、先進国に共通してみられる。経済は発展する過程でその比重を農業から製造業へ、さらにサービス業へと移していくからである。これは「ペティ＝クラークの法則」として知られる。すなわち、一国の経済は資本蓄積が進むにつれて工業部門が拡大し、また農産物の需要も「エンゲル法則」により所得が増えるほどには増えない。したがって、農業は工業部門などに比べて相対的に縮小する傾向にある。

このような産業構造の変化に合わせて農業に投下されていた資源が他産業にスムーズに移転すれば、残る農業資源の限界生産性は高く維持され、他産業に匹敵する報酬を確保し、農業は産業として自立することが可能である。そのための条件の一つは一経営体当たりの規模の拡大である。しかし、日本の農業は特に土地利用型で平均規模が零細なまま留まっており、構造改革を通じた大規模農家の育成が急務である。日本の農家 1 戸当たり農用地面積は零細で 2ha にも届かず、農家 1 戸当たりの物的要素賦存で見ると、日本の土地利用型農業に比較優位性は見いだせない。しかし、日本農業に規模拡大の道は残されてはいないのだろうか。また土地代替的技術の開発や人的資本の蓄積を通じて「資源制約の壁」を打ち破る可能性はないのだろうか。

表 15 には日本農業の基本的な経済指標の推移が示されている。農業の日本経済における比重は 1960 年当時 GDP 比で見て 9%、就業人口比でみて 27%あったものがその後急速に低下し、1980 年までにそれぞれ 3%以下、9%へと縮小する。農業生産自体も 2000 年を 100 とする指数でみて、1960 年の 80 から 1990 年の 111 まで上昇するものの、それ以後は縮小に転じている。それに対して大幅に拡大したのが海外からの農産物輸入である。輸入総額は 2005 年で 4 兆 8 千億円に上るが、2000 年を 100 とする輸入数量指数でみて、1960 年の 8 から急速に増加し、1980 年で 43、2004 年では 102 を超えている。

日本農業で最も重要な農産物と言うまでもなくコメである。1960 年時点でコメは農業総算出額の

47%を占めていた。その後コメの比重は低下し1980年で30%となったが、2004年でも23%の比重を維持している。耕地面積は1960年の607万haから徐々に減少し、2004年で471万haとなっているが、耕地利用率(作付面積/耕地面積)も1990年までは100%を上回っていたが、近年では94%程度に留まっている。その背景には耕作放棄地や不作付地の増加がある。

農家戸数は1960年の606万戸が、減少はしているものの2004年でも300万戸近い農家が存在する。耕地面積の減少と相俟って一戸当りの農地面積は1960年の1haからわずかに1.6haに増加したに過ぎない。これは米国の120分の1、英国の40分の1、フランスの20分の1程度の規模でしかない。日本の水田を中心とした農業と欧米の畑作中心の農業との違いを考慮する必要はあるにせよ、日本のこの経営規模の零細性の克服が日本農業の課題であることは明白であろう。

ところで、これまで定義することなく「農家」という言葉を使ってきたが農家とはどのような世帯を指しているのだろうか。農家とは経済学的に見た場合、家族の生活を表す家計と家族による農業経営という、消費と生産の双方の経済活動が同時進行的に行われている場である。したがって、勤労者世帯の消費行動や企業の生産活動とは異なる視点から農家の経済活動を分析することが重要となる。

農家は通常その家族構成員を単位として農業経営活動が行われ、家族構成員は生産面では労働の供給源であるとともに家計面では消費者である。農家の中において、農業経営は独立した組織としては存在せず、家族・家計に従属した形をとるため、多くの国々で支配的であるこのような農業経営形態は家族農業経営と呼ばれている。家族農業経営は自給自足的家族農業経営から、家族を社員とみなして限りなく企業に近い経営を行う家族農業経営まで、多くの類型がみられるが、日本の家族農業経営で特徴的なのは兼業家族農業経営が急速に進展したことである。

戦後の高度経済成長は農村地域でも雇用機会を増大させ、農家の家族構成員は家を離れることなく他産業に就業することができるようになった¹⁰。また、農業技術の進歩と農作業の機械化は特に稲作労働を軽減し、高齢者や婦人による農業経営を可能とした。家族構成員のうち農外就業者が増えるにつれ、農業への所得依存度は低下し、家族経営とは言っても農業従事者はごくわずかで、農家の実態は土地保有勤労者世帯といった性格の家族となる。すなわち、農業はもはや家族の協業という形で成り立っているのではなく、農家の構成員の中のある特定の個人の仕事として営まれているのである。

それでは具体的にどのような世帯を農家と呼んでいるのだろうか。5年毎に実施され、農業に関する基本的全数調査である「農林業センサス」の1990年から2000年までの調査では「経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯または農産物販売額が年間15万円以上である世帯」を農家としている¹¹。

この定義による農家の中には生計の大部分を農外所得や年金に頼り、農業生産は自給的なものにとどまっている数多くの零細農家を含んでいる。そこで経営耕地面積が30アール未満でかつ農産物販売金額が50万円未満の農家を「自給的農家」とし、それ以外の農家を「販売農家」と呼び

¹⁰ 就業機会の増大だけでなく、高度経済成長期における道路の整備等交通インフラの充実と自家用車・オートバイの普及が在宅兼業を可能にした。

¹¹ この農家の定義は1990年センサスで大幅に変更されたもので、従来は経営耕地面積の下限基準は東日本で10アール、西日本で5アールと分かれており、また農産物販売額の下限基準も1980年、85年では10万円であった。さらに、後述のように2005年センサスでは調査対象を農家ではなく「農業経営体」とした。

両者を区別した。

一方、農家は世帯員の就業形態によって、他産業に従事する世帯員が1人もいない「専業農家」と、他産業従事者が少なくとも1人はいる「兼業農家」とに分けられ、さらに後者は農業所得が農外所得を上回る「第1種兼業農家」と農業所得が農外所得より少ない「第2種兼業農家」とに分けられる。

これらの分類によって1990年から2005年までの日本の農家の分類構成を見たのが表16である。農家とは呼ばれているが規模が小さく販売額も少ない自給的農家は、2005年の全農家数284万戸(概数)の3割を超える。しかもその割合は近年大きく増加している。販売農家であっても専業農家は全体の15%程度に過ぎず、さらに男子生産年齢人口(15-64歳)のいない高齢専業農家はその過半を占める。さらに兼業農家の割合の減少は、第1種兼業農家が第2種へ、第2種兼業農家が自給的農家への転落を表しており、特に近年後者の転落が顕著である。

V.3 日本の農家と農業経営の内容

高齢専業農家の増加に見られるように、従来の専業・兼業別農家分類が必ずしも日本農業の構造を表わしているとは言えないことから、センサスでは販売農家を所得と農業従事日数の視点から主業農家、準主業農家、または副業的農家に分類している。主業農家とは「農業所得が主(50%以上)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家」であり、準主業農家とは「農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家」であり、副業的農家とは「1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)」である。

このようは分類で195万戸(2005年)の販売農家の構成を農産物販売規模別の分布と合わせて見たのが表17である。主業農家は43万戸で全販売農家の22%、準主業農家が44万戸で23%、残る55%の108万戸が副業的農家である。主業・副業別に販売額を見る前に、全国の販売金額の分布を見ておこう。販売農家とはいえ50万円の販売額に満たない農家が78万戸もあり全体の4割を占める。販売農家の定義から見てこれらの農家は30アール以上の農地を経営しながら50万円未満の販売しかない農家である。さらに100万円未満の販売しかない農家は全体の6割近くに及ぶ。

主業・副業別に分布をみると1千万円以上の販売額のある主業農家は13万5千戸、全販売農家の7%を占めるが、一方、販売額が100万円に満たない主業農家も5万戸近く存在する。農業従事者がいながら農外所得が主である準主業農家の販売額は300万円未満が9割近くを占めており、それを超える準主業農家数は少ない。また、副業的農家の過半は販売額50万円未満であるが、1千万円を越える副業的農家も6千戸存在する。

なお、2005年センサスから調査対象を農家から「農業経営体」に移した。農業経営体とは「農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、経営耕地面積が30a以上、農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模、農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者」である¹²。農業経営体は2005年で200万9千となるが、農業経営体の大層は販売農家なので、その分布は販売農家のそれとあまり変わらない。

表17に見るように、日本の農家は経営規模が零細で、販売金額が100万円に満たない農家が

¹² 外形基準は、露地野菜15a、施設野菜350m²、搾乳牛1頭等、である。2005年センサスの農業経営体は、1990-2000年の農業センサスの定義では販売農家、農業以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

6 割近くを占めているが、それは必ずしも農家が貧しいことを意味しない。農家の所得を勤労者世帯との比較で示したのが表 18 である。全国平均でみて 2003 年の農家の総所得は約 771 万円であるが、そのうち農業所得はわずか 110 万円で総所得の 14% にすぎない。この農家の総所得は勤労者世帯のそれより 23% も多い。これを世帯員 1 人当りの所得でみても農家は勤労者世帯を 14% 上回っている。農家総所得は一貫して勤労者世帯所得を上回っており、世帯員当りの所得も 1970 年から 80 年にかけて逆転し農家の方が高くなっている。

農家経済を全国平均ではなく、主業・副業的農家別に見たのが表 19 である。年間 60 日以上農業従事者がいて農業所得が過半を占め、いわゆる農家と言える主業農家の総所得 766 万円で勤労者世帯の所得水準を大きく上回る。このうち農業所得は 62% の 474 万円を占める。副業的農家の農業所得は総所得の 4% 余りを占めるに過ぎないが、準主業農家でも農業所得の割合は 10% に過ぎない。これは第 2 種兼業農家の農業所得が総所得の 5% にすぎず、勤労者世帯と何ら変わらないことを反映している。いや、実態は平均的勤労者世帯より所得が多くかつ土地を持っている豊かな労働者なのである。これらの議論は平均値に基づくものであるが、第 2 種兼業農家が全農家の 7 割を占める現在、かなり多くの農家が平均的勤労者世帯の水準以上の生活を享受していることは間違いない。

ところで、主業農家でさえ総所得に占める農業所得の割合は 62% にすぎないが、これは非農業所得として主に年金等の収入に依存する、いわゆる高齢専門農家が多く存在することによる。農家数を専業・兼業別に見た表 15 で既に示したように、2005 年度における専業農家 44 万 2 千戸のうち、16 才から 64 才までの男子生産年齢人口のいない高齢専門農家は 6 割近い 22 万 7 千戸に達する。

農業就業者の高齢化は農業全体に及んでいる。表 20 に示された販売農家の年齢別農業就業人口をみると、30 歳未満の若年就業者は全体の 6% に達せず、65 歳以上の高齢就業者が全体の 6 割近くを占める。農業就業人口は女性の方がやや多いが、年齢構成で大きな差はない。このように日本農業は高齢就業者に支えられているが、高齢者はやがてリタイアの時期を迎える。

高齢者の農業からのリタイアは日本農業が大きな転機にあることを意味する。後継者のいない農家が農業をやめ、またその農地を貸すこともなく荒れるに任せておけば日本農業は確実に縮小・衰退する。しかし、リタイアする農家の土地をはじめとする農業資本を他のより効率的な農業者が引き継ぐのであれば、農業は縮小するどころかより多くの生産を実現するであろう。問題は高齢者農家の農業資源がスムーズに他の農業者に利用可能となるかどうかである。農業が十分に所得と利益をあげる機会を与え、経営努力が報われる産業であるならばリタイアする農家の農業資源に対する需要は決して小さくはなからう。しかし、現実には離農・脱農する農家の資源の処分は必ずしも円滑には行われていない。リタイアする農家の農業資源価値をおとしめているのは競争の自由度を著しく小さくしている種々の規制である。自由な競争で効率的な利用が保証されない以上、農業資源への需要は増えない。農業を保護するはずの諸制度は、農業構造の内部からの変革期にあって、農業の発展を妨げるものとなっているのである。

V.4 日本と米国の農業経営比較

土地資源に恵まれない日本において土地集約的産業である農業が比較優位性を持たないことは自明とも言えるが、これは日本農業が土地集約的作物、特にコメ生産にこだわり続け、政策もまたコメ中心に展開してきた結果でもある。それを可能にしてきたのは国境保護により海外からのコメ

輸入を政府が排除・管理してきたからに他ならない。

ここで、世界で農業に最も比較優位性をもつ米国と日本の農業構造の違いを農業経営の側面からみておこう¹³。世界一の農産物輸出国である米国でも農業はGDPの1%、就業人口でみても1.5%程度にすぎない。しかし、就業人口一人当たりの農業部門の付加価値は日本の2倍に達する。日本の農家に対応する経営体は農場(Farm)であるが、その定義は年間農産物販売額が1,000ドル以上ある事業体である。いささかデータが古い1997年の農業センサスによれば農場数は191万2千となっている。その内訳を販売額区分で見たのが表21である。

販売額が1万ドルに満たない農場は全体の半数を占めるが、これは農場の定義が広すぎることに由来のものであり、実態は居住地で趣味的農業を営む農外就業者や年金生活者である。この点は日本の農家で販売額が100万円に満たない農家が半数以上を占めているのと同様である。

販売金額が1-4万ドルの小規模家族農場や10万ドル未満の中規模家族農場では農外所得を不可欠とするが、販売金額が10万ドルを超える農場は日本でいう専業農家とみていい。農場数のシェアは18.1%にすぎないが販売額では87.4%を占める。特に、約2万6千にすぎない100万ドル以上の販売額のある大規模農場は総販売額の42%を担い、平均所得は80万ドルに近い。

米国の大規模農場というと広大な農地を巨大なハーベスターが豪快に収穫作業を行う穀物生産を思い浮かべやすいが、そうした光景にある穀作経営は、表22に見るように、中規模であれ大規模であれ家族経営が主流である。100万ドルを超える穀物農場は1万5百あるがその総穀物販売に占めるシェアは10%に過ぎない。数は少ないが大規模農場が75%という圧倒的販売シェアを占める作物は野菜であり、また園芸・温室作物でも大規模農業が65%を占める。牛・子牛、家禽、豚、果実の分野でも100万ドル以上の大規模農場の販売額シェアは5割を超える。すなわち付加価値の高い農産物生産で大規模農場が主流となっているのである。

日米ともに畜産部門で大規模経営が展開されているが、その経営形態には大きな違いが見られる。ここでも土地制約に差がみられ、畜産と言っても日本の大規模経営は畜産工場的に集中飼育が可能な養鶏(採卵鶏、ブロイラー)が多く、一方米国では同じく集中飼育と呼ばれてはいるが、一つのロットに100頭前後の牛をいれ、そのロットを縦横に多数接続し、数千頭から大きい農場では10万頭に達する牛を飼育するフィードロット経営である。日本で小家畜の工場的生産は可能でも、米国のような大家畜の大規模経営は不可能である。

日本農業の劣位性は要素賦存における比較劣位性にとどまらない。農業生産資材やエネルギー価格などが日本の農産物の生産コストを押し上げている。資材によっては1.5-2.0倍の開きが見られる。このような中間投入の物材費を米国並の価格で評価すれば、中間投入費用は45%削減され、農業生産額は18%減少するとの試算もある(『平成8年度農業白書』)。要素賦存からみた日本農業の比較優位性を追求するとともに、生産資材の物流合理化、規制緩和、効率的利用等、コスト逡減にむけた対策が必要であろう。

V.5 これまでのFTAにおける農業の取り扱い

農業問題がFTA交渉において困難な課題となるのは、何も日米に限った事ではない。むしろ農業を例外なしに他の分野と同様に開放した例はほとんど見当たらない。農産物輸出国同士である米豪FTAでさえ、例外措置が存在する。日米EPAを考察するに当たって、両国が締結したFTA

¹³ 以下の米国農業に関するデータは、服部(2005)による。

で農業がどのように扱われたかを検討しておくことは重要である。以下主要な FTA について農業の取り扱いを見てみよう。

(1) 北米自由貿易協定 (NAFTA)

NAFTA はアメリカ、カナダ、メキシコ 3 カ国による FTA で 1994 年に発効した。関税は品目により即時、5 年、10 年または 15 年以内に撤廃することになっているが、農産物に関する取り決めは 2008 年までに実施することとされた。NAFTA における農産物の自由貿易協定は 1989 年に発効の米加自由貿易協定 (CUSTA) を更新する形での米加協定に、新たなアメリカ・メキシコ (米墨) 協定とカナダ・メキシコ (加墨) 協定を加えた 3 つの 2 国間協定で構成されている。

米加協定は 1998 年までにほとんどの関税は撤廃されたが、以前は数量制限していた米国からの乳製品、家禽肉、卵、マーガリン、そしてカナダからの乳製品、ピーナッツおよびピーナッツバター、砂糖および砂糖含有製品、綿花については関税割当が適用され、またこれらは関税撤廃から除外されている。カナダでは乳製品、家禽肉、鶏卵は各州のマーケティングボードが供給管理を行い、生産調整によって価格を維持しているため、輸出入管理が不可欠であり、カナダにとって譲歩できない品目であった。また、WTO 農業協定による関税化に伴い設定されたカナダの関税相当量は初年度 (1995 年) の二次関税率で、牛乳 283.8%、チェダーチーズ 289%、バター 351.4%、鶏卵 192.3%、鶏肉 280.4% とかなり高率であった。米国はこうした高関税率は NAFTA 違反であると提訴したが、NAFTA 紛争処理パネルは WTO 協定が NAFTA に優先するとしてこれを退けた。

これに対して、米墨協定では例外品目を一切認めず、品目によって協定発効時、5 年目、10 年目、15 年以内の 4 段階で貿易自由化することとされた。短期の輸入増加に対する保護措置として、NAFTA は輸入が一定水準に達したら自動発動される特別農産物セーフガードを規定しているが、米国はたまねぎ、トマト、ナス、チリペッパー、スカッシュ、およびスイカの輸入にこれを適用し、一方、メキシコは生豚およびほとんどの豚肉製品、リンゴ、およびポテト製品の輸入にこの特別セーフガードを適用している。さらに、NAFTA 調印後の米墨間の補足合意により、砂糖、オレンジ果汁、生鮮・冷凍野菜について米国側に保護措置が追加された。これにより濃縮オレンジ果汁に対するセーフガードの追加、生鮮・冷凍野菜の輸入監視の強化、メキシコ砂糖の「純余剰生産量¹⁴」に異性化糖を追加することとなった。

加墨協定では両国ともに乳製品、家禽肉、卵および卵製品、砂糖および砂糖含有製品の関税が維持され撤廃から除外されている。また、米墨協定のセーフガードと同様の措置が加墨間でも導入されている。

このように輸入障壁の撤廃を原則としながらも、全ての農産物の関税が撤廃されているのではない。特に畜産物については例外が多く、また二国間協定における例外設定も協定ごとに大きく異なっていることに注意が必要である。

(2) 米豪 FTA

近年合意された世界の FTA で、高い関心が寄せられたのは 2004 年 2 月に妥結した米国と豪州との間での自由貿易協定であった。両国はいうまでもなく世界の主要農産物輸出国であり、農業分野

¹⁴ 純余剰生産量とは、[砂糖生産量 - (砂糖消費量 + 異性化糖消費量)]とするのが米国の解釈であり、一方、メキシコは異性化糖を含める解釈を認めてこなかった。メキシコは砂糖の純余剰生産国である場合は、2000 年以後 25 万トンを上限に純余剰分を米国に輸出できることになっている。

の取り扱いについて注目が集まった。

合意された内容は、豪州は全ての農産物の関税を即時撤廃するものの、米国は砂糖の関税撤廃を拒否して除外品目としたのをはじめ、牛肉の関税自由化を18年もかけて徐々に行うといった例外措置を設けるなど、重要農産物については保護措置が残されることとなった。米国の即時関税撤廃農産品目は約66%に留まり、9%の農産品(果実ジュース、一部の羊肉などの重要品目等)が4年以内に関税撤廃、ワインは11年以内に撤廃することになっている。

牛肉の関税割当は、当初378,000トンとし、協定発効後2年目までに15,000トン増やし、以後段階的に枠を拡大し、18年目に70,000トンを増枠する。また、枠内関税を即時撤廃し、枠外関税26.4%を協定発効後18年目までに段階的に引下げる。

他の農産品の関税割当をみると、現行の枠がある乳製品は初年度に現行の3倍に枠を拡大し、その後毎年平均5%増加する。その他の乳製品では欧州タイプのチーズは2,000トン、牛乳・アイスクリーム・クリームが合計で750万リットル、全脂粉乳に4,000トンが新規に設定された。また、アボガドに4,000トン、落花生に500トンの新規割当が行なわれた。さらに、綿製品は18年間毎年枠を拡大しつつ、枠外関税を毎年引下げることとされた。関税削減・撤廃品目から除外された砂糖は、関税割当枠を現状の87,000トンに維持される。

一方、豪州の動植物検疫(SPS)措置は他国に比べて厳格であり、米国産の鶏肉、豚肉、粗粒穀物などは豪州の基準を満たせず輸入禁止措置を受けているのが実態である。こうした措置は非関税障壁であるとして米国の農業団体が抗議したが、豪州側はこの協定においてもSPS措置は科学的根拠に基づくものであり、緩和措置は講じないとした。

このように、農業分野では例外や除外措置があるものの、両国が合意に至った背景には、農業以外の重要な分野でFTAのメリットを認めたからに他ならない。農産物はもとより、鉱工業製品、サービス、政府調達、知的著作権保護、労働と環境を包含する包括的FTAを誕生させたことは、両国のみならず世界の自由貿易の推進にとっても意義あることであったことはいうまでもない。

(3)米韓FTA

日本にとって衝撃的だったのは2007年4月に交渉が妥結した米韓FTAであった。米韓FTA交渉は2006年6月に開始、10カ月間というスピード交渉だった。合意内容は、コメを開放対象から除外したが、牛肉は韓国が牛海綿状脳症(BSE)を理由に認めてこなかった米国産骨付き牛肉の輸入を事実上受け入れた。40%の牛肉の輸入関税を15年かけ撤廃する。重要品目のジャガイモ、大豆、脱脂粉乳、全脂粉乳など5品目は関税割当て、現行の関税率が維持できる。オレンジは、韓国産かんきつ類の流通期間となる9月から2月までは現行通り50%の関税を課し、これ以外の時期は30%の関税を適用した上で7年後に撤廃する。

また、牛肉・豚肉を含む主要センシティブ農産物30品目に対するセーフガード(緊急輸入制限措置)の発動基準が設定される。他の農産物については品目別の具体的基準はなく、国内産業に深刻な被害を与えると判断されれば、発動の有無が決定される。FTA発効とともに関税が即時撤廃されるのは、オレンジジュース(冷凍)、花き類、ブドウジュース、コーヒー、ワイン、飼料用トウモロコシなどである。関税が即時撤廃される農産物は、品目数で全体の37.9%、輸入額ベースで全体の55.8%に当たる。5年以内に関税の撤廃される農産物は全体の約68%に上る。

牛肉の他、豚肉、トウモロコシ、ニンニク、リンゴ、トウガラシ、タマネギ、高麗人参、麦など30品目は15年以上かけて段階的に関税が撤廃される。輸入量が一定の基準を超えた場合は追加関税を

課す。牛肉のセーフガード発動基準は、FTA 発効初年度を 27 万トンとし、毎年 6000 トンずつ増やし 15 年目には 35 万 4000 トンとする。

適用税率は、5 年目が実行税率、6-10 年目は実行税率の 75%、11-15 年目は実行税率の 60% とする。15 年かけて現行関税の 40% がカットされることになる。豚肉の発動基準は初年度が 8250 トンで、毎年 6% ずつを拡大し、関税が撤廃される 10 年目には 1 万 3938 トンとする。FTA 発効後 5 年以内に発動されるセーフガードについては実行税率を適用し、6-10 年目は実行税率の 70% から 50% まで、毎年 5% ずつ税率を緩和する。

協定文公開直前まで韓米間で協議が続いていた関税割当 (TRQ) 設定については、品目別に先着順、輸入権公売制、実需要者の割当など、多様な方法を適用することで合意した。オレンジは韓国産ミカンが出荷される 9 月から 2 月の間は現行関税の 50% を維持する代わりに、無関税割当を 2500 トンから毎年 3% ずつ増やしていくこととされた。

(4) 日星 FPA

日本にとって初めての FTA は 2002 年 11 月に発効した対シンガポールとの FTA であった (正確には EPA: 経済連携協定)。しかし、WTO 協定を楯に日本は農業分野を実質的に FTA の域内自由化から除外する方策を取った。すなわち、実質無税 (ゼロ関税) となっている関税は撤廃するが他の関税については WTO 農業協定以上の譲歩はしないとした。実際、協定では農林水産品 2,277 品目のうち WTO ベースで無税譲許している 428 品目と実行税率 (実際の適用税率) がゼロとなっている 58 品目を加えた 486 品目を対シンガポールの FTA 対象品目とした。このように形の上では農業も例外とはせず FTA に組み入れられたが、実質的には農産物は除外された。これはシンガポールが自国農産物の生産がほとんどなく、従って農業貿易が問題にならなかった特殊な例とみるべきである。

(5) 日墨 EPA

一方、第二の FTA となる対メキシコとの交渉は難航した。メキシコと日本の FTA 交渉は 2002 年 11 月に始まり、2003 年 10 月のフォックス大統領の来日でピークを迎えたが、豚肉、オレンジ果汁の無税枠を巡って交渉は決裂し、結局、大筋合意に至ったのは 2004 年 3 月であった。

メキシコは FTA に積極的に取り組んできた国の一つであり、いまやハブ的な存在となっている。米国や欧州各国は NAFTA や EU・墨 FTA によって無税でメキシコ市場に輸出できるのに対し、日本の企業は関税負担のハンディを負い、現地に工場を建てても日本からの部品輸入には関税が課され、競争条件が不利な立場に置かれてきた。メキシコとの FTA は関係する企業によって渴望されていたのである。

日本からの対墨輸出は当時機械類が 75% を占めており (2002 年) これらに課されている関税の撤廃で日本の工業品の輸出拡大が見込める。一方、メキシコの対日輸出は 49% が機械類であるが、これらの関税率はすでに 0% になっているものが多かった。メキシコが期待するのは対日輸出の 23% を占め、高関税が多く残っている農産物・食料品の輸出拡大である。日本は交渉の過程で約 300 品目の農産物の関税撤廃を提案したが、メキシコにとって最大の対日輸出農産物である豚肉で交渉が難航した。

日本は豚肉の輸入に関して差額関税制度を設けている。これは輸入価格が一定の範囲にあるとき、一定の基準価格と輸入価格の差を関税として徴収するものである。現在、枝肉ベースで、1kg

当り 48.9 円(従量税適用限度価格)から 393 円(分岐点価格)の範囲で輸入される豚肉には 410 円(基準価格)とその輸入価格の差が徴収される。

結局、豚肉に関しては当初の提案に近い形で決着がはかられ、その代わり当初はなかったオレンジジュースの輸入枠が設けられ、牛肉、鶏肉、オレンジ生果についても 5 年目までの輸入枠が設定された。さらに、関税の即時撤廃品目から再協議又は除外品目についても品目が挙げられた。また、譲許品国の輸入増加により国内で被害が生じた場合に、関税の引き上げを行う二国間セーフガードを導入することとした¹⁵。

(6) 日本が合意したその他の EPA

日本が合意に達したその他のEPAを見てみると、2004 年 11 月に大筋合意した対フィリピンとの FTAである日比EPAでも農産物の取り込みは不十分で、米麦・乳製品(国家貿易品目)、牛肉、豚肉、粗糖、でんぷん、パイナップル缶詰などは除外または再協議品目となった。フィリピンの重要輸出品であるバナナでは、小さい種類のもの(モンキーバナナ)は 10 年間で関税を撤廃することになったが、通常のバナナは現行関税の夏季 10%(冬季 20%)が 10 年間で 8%(18%)に下がるだけである¹⁶。

そもそも、日本国内ではほとんど生産されていないバナナになぜ関税が課され、しかも冬季にはなぜそれが引き上げられるのか。バナナが安くなると国内の果物が売れなくなる、特に冬季にはリンゴが出回るので関税を上げる、というのが理由である。バナナとリンゴがどれほど代替的であるか、消費者は皆苦笑するに違いない。このような政策に固執している限り真の国際化も消費者重視の政策も望めそうにない。

日本は、対マレーシアとの FTA(EPA)についても 2005 年 5 月に基本合意に達し、2006 年に発効した。発効から 10 年以内に、自動車や鉄鋼を含む鉱工業品と農林水産品分野の関税を撤廃するが、農林水産品は、マンゴー、ドリアンなどの関税を即時撤廃。バナナに年間 1,000 トンの無税枠を設ける。マレーシアが輸出拡大を求めた合板は結論を先送りし、FTA 発効後に再協議する。

さらに、政府は 2005 年 8 月にタイとの間で FTA 締結の基本合意を得た。大きな争点は自動車の関税引き下げであったが、この懸案を将来の再協議に先送りした形で決着した。その背景には日本の農産物の市場開放が十分ではないことがあげられよう。コメは始めから自由化の対象から除外され、砂糖も協議を先送りにした。骨なし鶏肉の関税は 11.9%が 8.5%に、加工鶏肉の関税は 6%が 3%に引き下げられるに留まった。決して質の高い FTA とは言えない。

¹⁵ 日墨EPAにおける輸入農産物 5 品目の取扱いは以下の通り。<豚肉>従価税率半減の特恵輸入枠の設定、初年度 3 万 8 千トン、5 年目 8 万トン。<オレンジジュース>関税率半減の特恵輸入枠の設定、初年度 4 千トン、5 年目 6 千 5 百トン(濃縮換算)。<牛肉>当初 2 年間市場開拓枠 10 トン(無税)、3 年目以後は 3 年目 3 千トン、5 年目 6 千トン、関税率は協定発行後 2 年目に協議。<鶏肉>当初 1 年間市場開拓枠 10 トン(無税)、2 年目以後は 2 年目 2 千 5 百トン、5 年目 8 千 5 百トン、関税率は協定発行後 1 年目に協議。<オレンジ生果>当初 2 年間市場開拓枠 10 トン(無税)、3 年目以後は 3 年目 2 千トン、5 年目 4 千トン、関税率は協定発行後 2 年目に協議。いずれの品目についても、協定発行後 5 年目に再協議。

¹⁶ その他の農産物輸入に関する日比EPA合意は以下の通り。<砂糖>粗糖は 4 年目再協議、糖みつは関税割当(枠外税率の 50%)、3 年目 2 千トン、4 年目 3 千トン、マスコバト糖は関税割当(枠外税率の 50%)、3 年目 3 百トン、4 年目 4 百トン。<鶏肉(骨付きもも肉を除く)>関税割当(枠内税率 11.9% 8.5%)、1 年目 3 千トン、5 年目 7 千トン。<パインアップル(生鮮)>関税割当(無税)、重量の小さいものについて 1 年目 1 千トン、5 年目 1 千 8 百トン。

対チリとのEPAについては2006年9月に大筋合意に達したが、農産物については、米麦、乳製品(バター、チーズ、脱脂粉乳等)、オレンジ、こんにゃく、でん粉、落花生、植物油(菜種油等)などは除外または再協議とした。他の品目では牛肉、豚肉、鶏肉は関税割当、アスパラガス・アボガドは即時関税撤廃、たまねぎ・りんごは15年で関税撤廃、野菜ジュースは7年で関税撤廃、トマトピューレー・ペーストは関税割当などとなっている。一方、日本からの農産物輸出振興の観点から、日本の輸出関心品目についてリクエストを行い、ながいも、なし、柿、緑茶、みそ・しょう油などについて、チリ側が関税の即時撤廃等で合意した。

日本は対アセアンとのEPAに2007年5月大筋合意に達した。日本側は10年以内に貿易額の92%で関税を撤廃し、残る7%は5~50%の関税を削減、コメを含む1%は自由化対象から除外される見込み。交渉の対象は工業、林水産物も含む5,223品目あり、WTO農業交渉の1,332品目とは母数が異なり、1%でも52品目の例外が確保される。

V.6 日本農業の効率化のために

日米EPAの推進は日本農業の構造改革を促す。農業が農民・農家・農村だけで完結する時代は終わった。農業には様々な切り口でビジネスチャンスが生まれる可能性がある。現在の農家・農業者による農業だけでなく広く国民のニーズを取り込んだ農業を展開しなければならない。であるならば、農業は国民に開かれた産業でなければならない。参入・退出の自由はその第一歩である。農業に対する新しい取り組みは各地で始まっている。

様々な農家や農家のグループがインターネットを通じて情報交換を行い、また直販はもちろんのこと、地方での過不足をバーチャル・マーケットを通じて計画生産・修正を行い、価格変動に対処するグループもある。また、農家の法人化も、株式会社形態まで容認されたことによって加速している。農業にもベンチャー・ビジネスのチャンスが到来しつつあるとあってよい。実際、規模拡大と農業ビジネスの多様化に成功し、店頭公開した農業生産法人もある。農業を起点に大きく成長する企業が多く現れるのも夢ではない。消費者を株主にした都市との交流、関連大企業の有能社員の参加や社外役員制の導入、生産から販売までの一貫システムなど色々な取り組みが考えられる

こうした新しい農業の展開はこれからの日本農業が進むべき方向を示唆している。結論からいえば、日本農業全体から見たときの大量生産・大規模経営を目指す「フォード主義」¹⁷の幻想を捨て、本来の日本農業に優位性のある資本・技術集約的農業で商品の差別化を図る「スローン主義」¹⁸に転換することである。一方、個別経営にあたっては農業生産にこだわることなくより多くの資本・技術の投入または提携を通じて、他産業との融合を図って行くべきであろう。

かつて、農林水産省は「新政策」と称して今後の日本農業の方向を示す報告書を公表したことがある¹⁹。そこでは、稲作を例にとれば、10年間で生産の8割は15万程度の「個別経営体」と2万程度の「組織経営体」で担うこととし、個別経営の耕作規模を10-20ヘクタール、組織経営体のそれは1集落ないし数集落を1経営体とすることで、生産コストを4-5割低下できると見ていた。個別経営体は個人又は1世帯による農業経営体であり、組織経営体は複数の個人又は世帯が共同で農

¹⁷ 「フォード主義」とは自動車の大量生産を可能にしたヘンリー・フォードの名に由来し、大量生産が労働者所得の向上を通じて大量消費を創出することを指す。

¹⁸ 「スローン主義」とは長年GM会長だったアルフレッド・スローンの名に由来し、モデルチェンジや製品の多様化によって競争力を強化することを指す。

¹⁹ 「新しい食料・農業・農村政策の方向」1992年6月公表。

業を営むか、合わせて農作業を行う経営体である。これが実現すれば、生涯所得で見て主たる農業従事者の所得は地域の平均的サラリーマンのそれに匹敵するといわれた。

しかし、現実にはそのような経営体は遅々として育っていない。特に稲作では零細経営(兼業農家)が解消されそうにない。稲作のような土地利用型農業で規模拡大するには、農地の売買による取得か賃貸借による耕地拡大が必須であるが、日本における農地価格は、北海道の一部等を除き、農業収益還元価格をはるかに上回るため農地購入による規模拡大は困難である。一方、賃貸借も農地法により小作権が強く保護されているため農地の流動化を阻害している。農地の流動化促進のため、市町村が集団で利用権の取りまとめをし、農地貸借の斡旋をする場合は農地法の適用除外とするなど、バイパスを通じた農地流動化政策がとられているが、農地法の規定は残されたままである。

ここで疑問が二つ生じるに違いない。農地は農地法により転用が規制されているにも関わらず、なぜ農地価格が収益還元価格より高いのか。また、市町村の斡旋による貸借では解約が簡単化したのに農地所有者は貸そうとしないのか。いずれに対する答えも、農地所有者には農地の転用期待があるからである。農地の転用は農地法で統制されており、また農振法により農用地区域に指定された農地の転用は禁止されている。しかし、こうした農地の転用規制は必ずしも厳格に適用・運営されているわけではない。神門(1998)の推計によれば、東京都、神奈川県、大阪府を除く全府県の平均で88年以後93年まで、農業生産の0.7-0.9倍程の農地転用収入があったと言う。また、全都府県別にみても75-93年平均で最低でも0.3%以上の速さで転用が進み、農業生産の10%にのぼる転用収入が発生していると言う。農業を30年続けていれば一度は転用のチャンスに恵まれる確率は決して小さいとはいえず、農地を手放す誘因は小さくならざるを得ない。賃貸に出した場合でも、転用に伴う離作補償を支払う法的義務はなくても、何らかの形で転用収益の一部を小作人に還元するのが一般的慣習であるから、賃貸借による農地の流動化も阻害されている。

このように、農地という生産要素の市場が転用期待によって歪められている以上、土地利用型で規模拡大を果たし「フォード主義」的發展を実現する道は限られている。農地法の改正や農地転用の厳格規制により農地市場の歪みを是正することも理論上は可能だが、新基本法の議論でも農地法には手がつけられなかった現実を見るとその可能性はほとんどない。現行制度の下で大規模稲作経営が期待できるとすれば、転用期待の小さい地域の市町村を一つの経営体とし、全農地を証券化または現物出資とし、一般人及び市町村からも出資を仰ぎ企業的経営を展開することで、全農家の合意を取り付ける事は容易ではあるまい。

日本農業が活性化し効率的な産業として生き残る道は、日本の要素賦存と技術力に見合う比較優位性のある作物へ生産をシフトさせることであり、また新たな商品を開発することである。農外企業の農業への進出はいずれも商品の差別化やニッチ市場を狙ったものである。しかしその事業展開は大規模であり、既存の農業経営とは大きく異なる。そこに共通するのは独自の商品開発能力の高さとマーケティング戦略の重視である。

これまでの農業は農水省の作成したマニュアルに従って適地適作と他人にいわれた品目を生産し、農協に生産物を運べば後はどのようにして誰に売られるかに関心を寄せる必要もなかった。価格にも市場にも関知せずとも生産技術に長けていれば有能な農家でいられた。しかし、国際化、市場自由化の波はそうした農業のあり方を根本的に変えようとしている。今後重要視されるのは農外企業の成功例が示すように、組織としていかに農業を営んでいくかであろう。生産現場だけでなくその前後、川上・川下をいかに取り込み組織し、どのような人材を配置するか、他産業では当然の取

り組みが農業では遅れてしまっている。

V.7 建設的な日米 EPA の議論にむけて

日米 EPA 締結のために解決しなければならない課題は多い。その一つが農業問題であることは言を待たない。これまで日本が締結または合意してきた FTA では、日本の主要農産物は除外され、その分、質の低い FTA に甘んじてきたといえる。しかし、世界の FTA ネットワークが急速に広がる中、日本の FTA 相手国として農産物輸出国との交渉を避けては通れない。

米国は日本にとってすでに大食料供給国であるが、コメを始めとして牛肉、豚肉など日本にとって重要とされる農産品のさらなる市場自由化を求めてくるに違いない。これまでの FTA とは異なり、これらの農産物の市場開放を拒否し続けて合意が得られるとは考え難い。問題は市場開放の形であろう。先に見たように日本だけでなく、米国にとっても農業の取り扱いが工業品と同等ではなく、NAFTA ではカナダの農業保護に譲歩し、また米豪 FTA では米国自ら牛肉などで例外措置を求め、砂糖は対象品目から外している。

このように日米 EPA においても、農産物の取り扱いには様々な工夫が必要となるかもしれない。しかし、大事なことは重要農産物であっても、FTA の対象から外さないことである。今、日本に求められているのは、質の低い FTA の数を増やすことではなく、質の高い FTA の締結である。農産物の扱いは、他とは異なる関税削減期間を設定するとか、一定期間で関税をゼロまで削減するのではなく、一定の削減を達成した上で再協議とするとかで、別のトラックを走らせることも考慮されてよい。これまでの FTA における農業の取り扱いを参考にしつつも、それを超えて出来るだけ質の高い FTA に向けた協議を進めることが望ましい。

FTA の中に農業をしっかりと取り込む事は、とりもなおさず国内農業の構造改革を促進することでもある。特にコメを対象品目にする事で、農業の中でも構造改革が最も遅れている国内のコメ生産構造にメスを入れることが出来よう。また、日本のコメ市場を狙っているのは何も米国だけではなく、中国や他のアジア諸国でも日本へのコメ輸出の関心は高い。実際、美味しいコシヒカリなどジャポニカ米を生産し、来るべき日に備えている生産者も少なくない。グローバル化の中で日本のコメをどうするのか、日米 EPA 交渉の中でコメを議論することは、今後日本のコメのあり方を考える絶好の機会でもある。

FTA に限らず日本の農業貿易に関するこれまでの対外政策は、コメを守る姿勢に徹してきた。WTO 農業交渉で日本が提案した農業の「多面的機能」の主張は水田を念頭に置いたものだし、ミニマム・アクセスの基準年の変更の要求も、消費の減っているコメのミニマム・アクセス輸入数量を出来るだけ小さくするためである。重要品目の数量の拡大や上限関税設定への反対も基本的にはコメを守るためである。

しかし、コメの消費は一頃に比べ半減しその重要性は年々低下している。コメは主食には違いないが、コメに偏向した政策は生産者に市場動向の判断を誤らせる恐れがある。また、国民、消費者のニーズを見極めそれに即した政策を効率的に推進するためにも、コメ中心の農政を転換すべき時期にきている。

一般に、農業は他産業に比べ柔軟性の高い産業である。需要面では、カロリーベースでの増加は見込めなくとも、食指の多様性には限りがない。ダイエット食からグルメまで開発可能な食品と食材は無数にある。生産面でも、要素間の代替性は高く、また要素賦存に応じて様々な技術の採用が可能である。農業の特性として、土地という生産要素の不可欠性と重要性がしばしば強調され

る。農業生産に土地が必要であることは確かであるが、農業技術の歴史はこの制約条件をいかに克服するかのも歴史でもあった。人間が狩猟・採取で生きていた時代の生態系的均衡人口は1千万人を超えなかったであろうと言われているが、今日 64 億の人口を養い、さらに増え続ける人口を支えるのは土地資源制約を克服し続けてきた農業技術である。

天然資源に乏しい日本が資本集約的技術立国をめざすことは農業とて同じである。国際化・グローバル化は比較優位に基づく地球規模での適地適産を要求している。日本は主食という名の下に重視してきたコメ偏重の政策を転換し、得意とする技術を駆使した工業型農業の展開、しかも環境にやさしい工業型農業の展開の方向を探らねばならない。特に、安全な遺伝子組み替え技術の開発・利用に対する期待は大きい。

これは日本農業がすべて野菜工場や花工場となるべきであるという主張ではない。植物や動物に接する農業のあり方に「癒し」を求めて農業に参入してくる人もあるし、農作業自体に生き甲斐を感じる人も多い。したがって、従来型の農業もなくなるであろう。「効率性」を追求しない農業もあるのである。これも農業の柔軟性の一つである。しかし、そうした趣味的農業の維持に国税や消費者の負担を求めてはなるまい。農業の産業としての立脚点は効率的生産により消費者に安価で質の高い食料を提供することにある。このことを実践せずに農業の「多面的機能」を主張しても始まらない。日本も真の比較優位性を求めて、守りの農業から攻めの農業に転換すべきである。

こうした発想の転換により、農業は食料生産を目的とするだけでなく、国民全体で農業資源を活用する道を探る事が、農業に新たな付加価値をもたらす米国のような農業輸出国と共存する農業、持続可能な農業を実現することに繋がる。

VI. 結論

世界で FTA に対する関心が急速に高まっている中で、近年、日本と米国も経済的および非経済的利益を目指して積極的に FTA・EPA の交渉を進めるようになった。一方で、日米の経済関係は相互にとって重要であるにも関わらず、日米 EPA は民間レベルでは検討されているものの、政府レベルでは議題として取り上げられてもいない。そのような状況を踏まえて、本報告書では日米 EPA の経済的効果と障害について分析した。

一般均衡モデルを用いたシミュレーション分析からは、日米 EPA は双方に生産と消費の拡大を通じて経済的利益をもたらすことが示された。また、締結される日米 EPA については、非効率な分野の効率性を高める効果を持つような包括的かつハイレベルな内容であることの重要性が示された。具体的には、農業やサービスを含む全ての分野の自由化、経済的規制の削減・撤廃、競争政策の厳格な適用、効率的な経済制度の構築など国内制度にまで踏み込んだ内容を含むものでなければならない。少子高齢化が急速に進展する一方で、巨額の政府債務を抱えながら経済成長を実現することが求められるという極めて難しい状況にある日本にとっては、経済の活性化及び消費者の利益などの面で包括的かつハイレベルな日米 EPA を締結するメリットは非常に大きい。

また日米という世界の第一と第二の経済大国が締結する EPA は他の国々の FTA の模範となるような FTA であるべきであり、その意味からも、包括的・ハイレベルという条件を満たす必要がある。日米において包括的・ハイレベルな EPA が締結され、日米間における貿易や投資が拡大するならば、他の国々による貿易および投資自由化を誘発する可能性が高まる。その結果として、世界の貿易体制が強化され、世界の貿易と投資は拡大し、世界経済の繁栄に貢献する。

日米 EPA は経済的利益が期待できるが、交渉にあたっては EPA による自由化に伴い被害を受ける可能性のある産業・労働者からの反対が EPA 締結の障害になる。日本側の最大の課題は農業の自由化である。日本は、これまでの GATT・WTO や FTA・EPA における貿易自由化交渉では常に守りの姿勢を続けてきた。その背景には、比較優位性を持たない国内農業を輸入の影響から保護することで、農業の継続と自給率の維持などの目的を達成しようとする政策意図があった。しかしながら、農業保護政策は期待通りの成果には結びついておらず、期待に反して、農業生産・雇用の縮小、自給率の低下が継続している。このような結果をもたらした理由としては、政府介入によって価格メカニズムが機能不全に陥り、市場において需要と供給のミスマッチが恒常化してしまったことにある。日本の農業の潜在競争力は過剰な政府介入によって顕在化されていない。このことは日本にとって、また日本の農業にとっては由々しき問題であるが、自由化および構造改革を実施することにより政府介入を削減・撤廃することができれば、競争力を顕在化させることができることを意味しており、消費者利益へもつながるのである。実際、自由化と構造改革により、日本農業に優位性のある資本・技術集約的農業で商品の差別化を図ると共に提携を通じて他産業との融合を図って行くことで競争力のある農業を実現させることができる。その結果、農産品の輸出拡大も大いに可能である。

日米 EPA の締結は輸入拡大を通じて国内生産・雇用に減少させる可能性も高い。そのような被害を最小限に抑えながら、経済活性化・経済成長に不可欠な構造変化を促すには、政府は影響を受ける労働者に対して一時的に所得補填を行い、生活の維持を図ると共に教育や訓練などを提供することで、より生産的な職務に従事できるような支援を行う必要がある。また、貿易の自由化を段階的に時間をかけて進めていくという方法も可能である。ただし、自由化に時間をかける場合で

も、タイムスケジュールを決めて、構造改革を進めながら、自由化を着実に実行していかなければならない。

日米間では、第二次大戦後 50 年以上に亘り、構造協議など様々な枠組みを構築しながら、経済・通商問題の解決に向けた努力がなされてきた。現在では、「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、8 つの分野について議論が行われている。これらの協議を通じて、日米両国は双方に存在する経済問題については十分な認識をもっている。それらの問題を克服することが FTA・EPA 構築の目的である。これまで日本は EPA 交渉を始めるに当たって、産官学による検討会を立ち上げ、障害・課題などを検討してきた。しかし、日米 EPA に関しては、両国における障害・課題については既に十分な認識を持っていることから、新たな検討会を行う必要はない。後は日米 EPA の交渉開始に向けての政治的決断が待たれるだけである。

参考文献

邦文

浦田秀次郎・石川幸一・水野亮編著 (2007) 『FTA ガイドブック 2007』ジェトロ

神門善久 (1998) 『農地問題と日本農業』奥野正寛・本間正義編著 『農業問題の経済分析』日本経済新聞社

服部信司 (2005) 『アメリカ 2002 年農業法 - 国内保護増大と WTO 農業交渉 - 』農林統計協会
林良造・荒木一郎監修、日米 FTA 研究会編著 (2007) 『日米 FTA 戦略』ダイヤモンド社

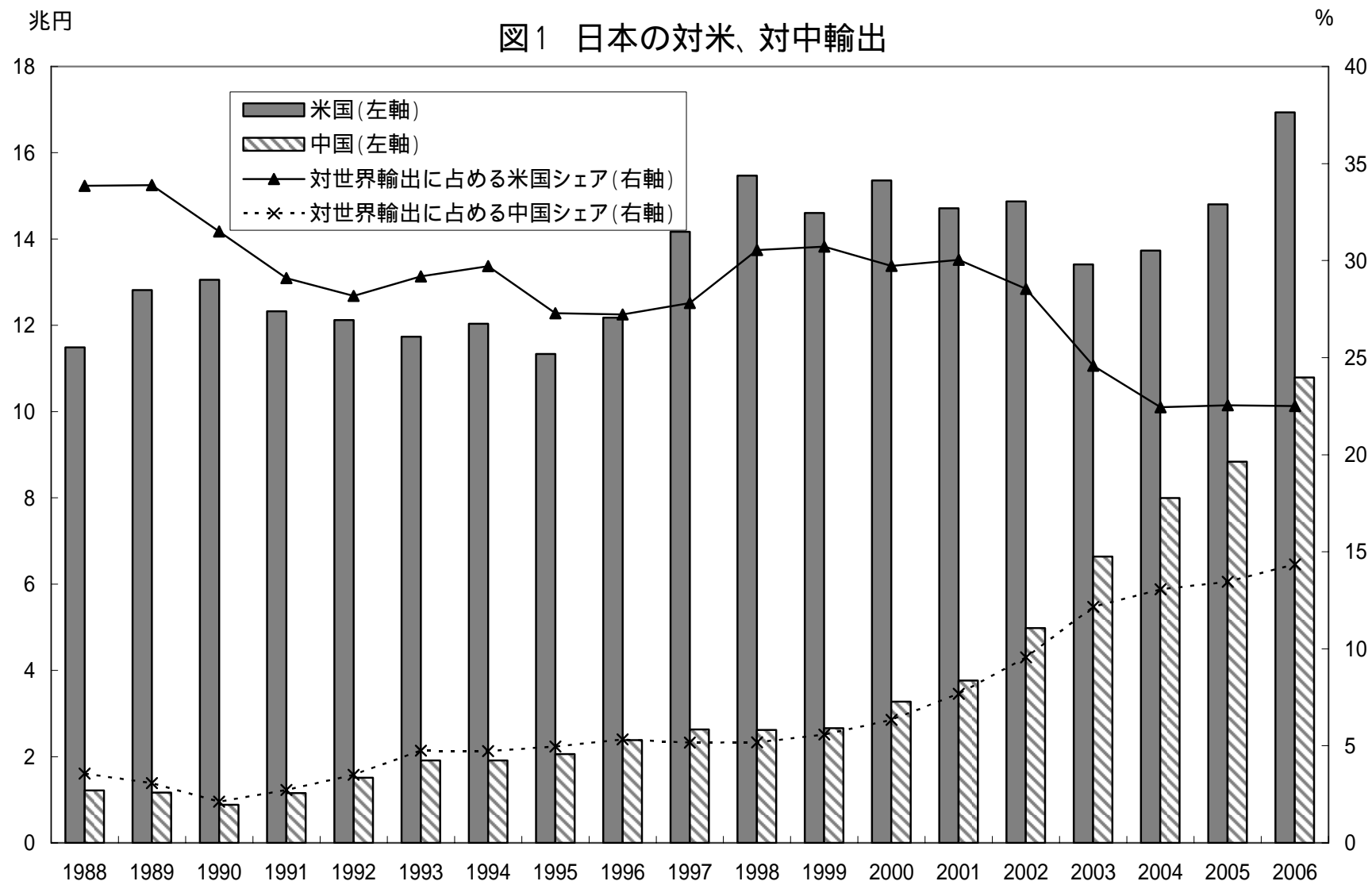
英文

Dimaranan, Betina V. ed. (2006) *Global Trade, Assistance, and Production: The GTAP Data Base*, West Lafayette, Purdue University: Center for Global Trade Analysis.

Hertel, Thomas W. ed. (1997) *Global Trade Analysis: Modeling and Applications*, New York:Cambridge University Press.

Jorgenson, Dale W., and Koji Nomura (2007) “The Industry Origins of the US-Japan Productivity Gap”, June.

McDougall, Robert A. (2000) “A New Regional Household Demand System for GTAP,” *GTAP Working Paper*, No. 14, September.

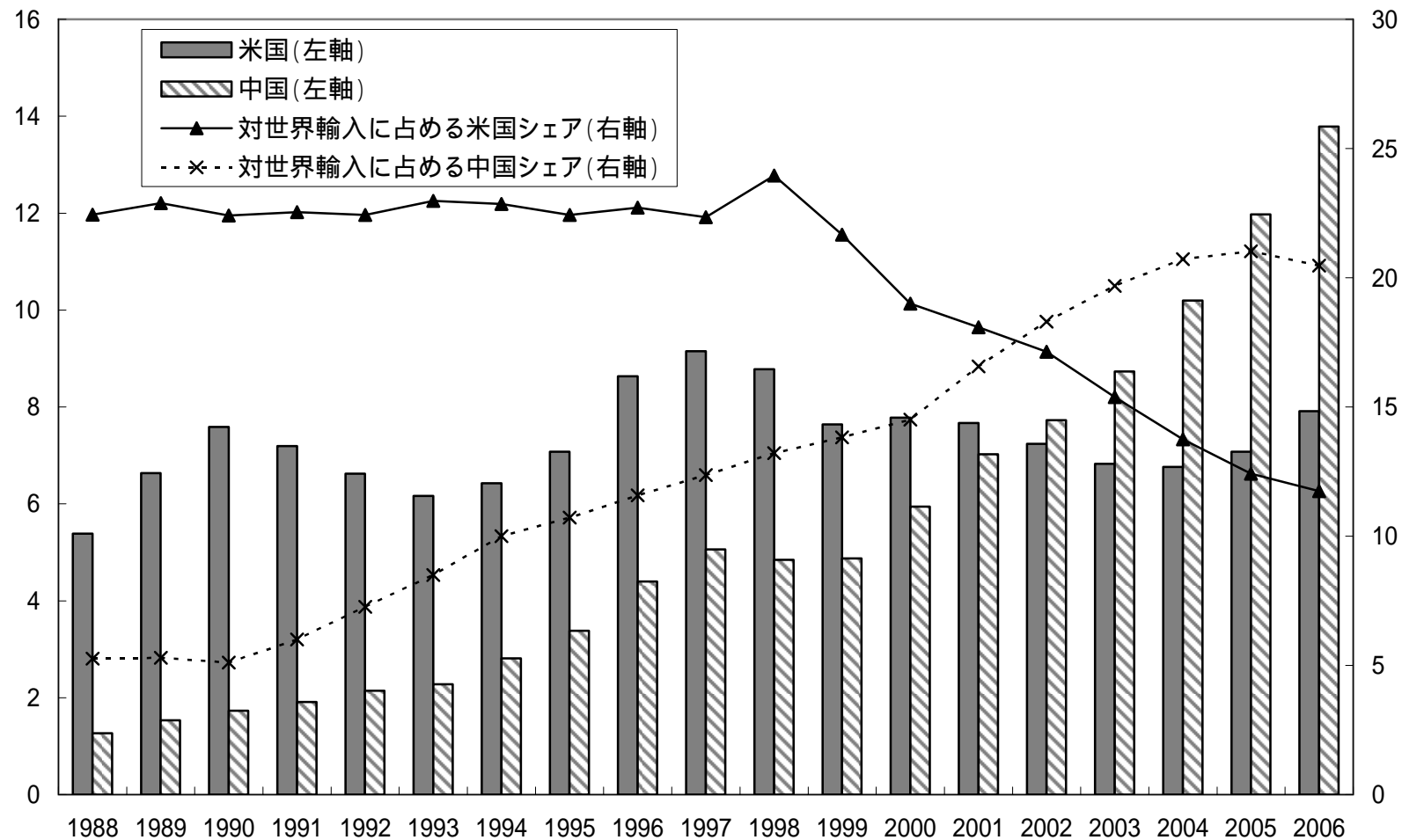


出所：財務省資料

兆円

図2 日本の対米、対中輸入

%



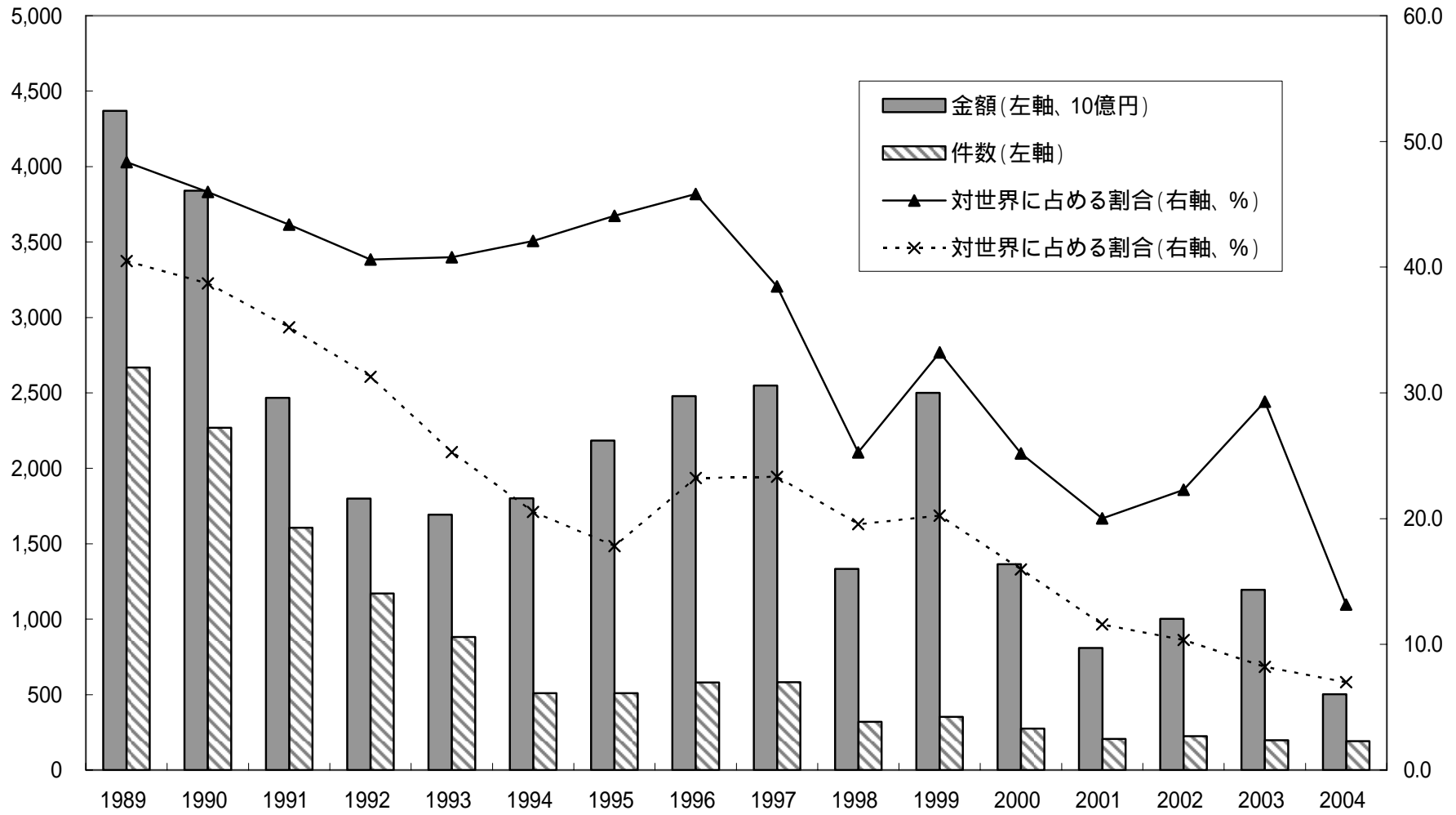
出所：財務省資料

表1 日米貿易構造

SITC		貿易商品構成 (%)				日本の世界への輸出 に占める米国への 輸出のシェア (%)		競争力指数 (Xj-Xus)/(Xj+Xus)		産業内貿易指数 (1-(Xj-Xus /(Xj+Xus)))* 100	
		日本から米国への 輸出 (Xj)		日本の米国からの 輸入 (Xus)		2000	2006	2000	2006	2000	2006
0	農産物・食料品	0.24	0.31	13.86	13.19	19.4	17.4	-0.93	-0.89	7.29	11.05
1	飲料・たばこ	0.04	0.03	3.82	2.09	7.4	6.1	-0.95	-0.92	4.51	7.74
3	鉱物・燃料	0.27	0.78	1.30	1.01	25.9	19.5	-0.36	0.31	63.63	68.74
4	動物性油	0.02	0.02	0.08	0.11	29.8	30.2	-0.39	-0.44	60.86	56.26
5	化学製品	4.94	5.24	10.03	14.18	20.2	13.3	0.04	-0.05	95.85	95.36
6	工業品・素材製品	5.35	5.80	5.44	6.40	16.5	11.5	0.37	0.38	63.08	61.81
7	機械製品	76.34	75.79	42.70	38.53	33.3	27.1	0.60	0.66	40.45	34.16
8	その他工業品	8.95	7.55	14.83	15.69	29.8	21.1	0.14	0.09	85.81	91.45
9	その他	3.68	4.16	2.03	2.76	30.3	18.4	0.60	0.58	40.07	42.32
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	30.0	22.8	0.38	0.42	62.37	57.67

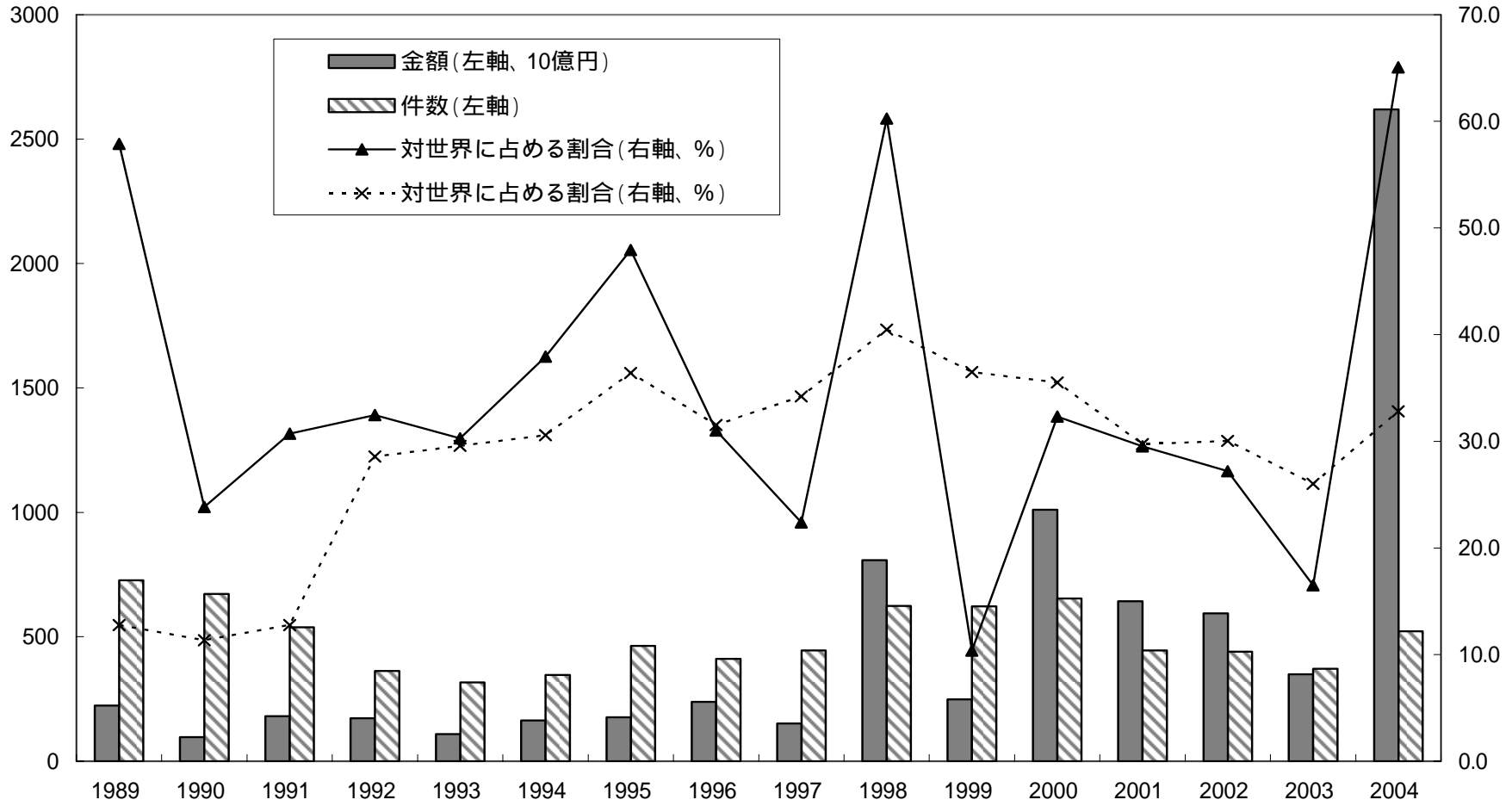
資料: 国連 Commodity Trade Statistics CD-ROM より計算

図3 日本の対米直接投資



出所：財務省資料

図4 日本の米国からの直接投資



出所：財務省資料

表 2 地域集計

12地域	GTAP 87地域
1 Japan	Japan
2 USA	United States
3 China	China, Hong Kong
4 Korea	Korea
5 ASEAN	Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam, Rest of Southeast Asia
6 Taiwan	Taiwan
7 NAmerica	Canada, Mexico, Rest of North America
8 Oceania	Australia, New Zealand, Rest of Oceania
9 CSAmerica	Colombia, Peru, Venezuela, Rest of Andean Pact, Argentina, Brazil, Chile, Uruguay, Rest of South America, Central America, Rest of FTAA, Rest of the Caribbean
10 WEuro	Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, United Kingdom, Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, Switzerland, Rest of EFTA
11 SAsia	Bangladesh, India, Sri Lanka, Rest of South Asia
12 ROW	Rest of East Asia, Rest of Europe, Albania, Bulgaria, Croatia, Cyprus, Czech Republic, Hungary, Malta, Poland, Romania, Slovakia, Slovenia, Estonia, Latvia, Lithuania, Russian Federation, Rest of Former Soviet Union, Turkey, Rest of Middle East, Morocco, Tunisia, Rest of North Africa, Botswana, South Africa, Rest of South African CU, Malawi, Mozambique, Tanzania, Zambia, Zimbabwe, Rest of SADC, Madagascar, Uganda, Rest of Sub-Saharan Africa

(出所) GTAP データベース第 6 版より筆者作成

表3 産業集計

20産業	GTAP 57産業
1 Rice	Paddy rice, Processed rice
2 Grain	Wheat, Cereal grains nec
3 Othcrop	Vegetables, fruit, nuts, Oil seeds, Sugar cane, sugar beet, Plant-based fibers, Crops nec Wool, silk-worm cocoons
4 Meat	Cattle,sheep,goats,horses, Animal products nec, Meat: cattle,sheep,goats,horse, Meat products nec
5 Othfood	Raw milk, Vegetable oils and fats, Dairy products, Sugar, Food products nec, Beverages and tobacco products
6 Forestry	Forestry
7 Fishery	Fishing
8 Mineral	Coal, Oil, Gas, Minerals nec
9 TexWapLea	Textiles, Wearing apparel, Leather products
10 Paperwood	Wood products, Paper products, publishing
11 Chemical	Petroleum, coal products, Chemical,rubber,plastic prods, Mineral products nec
12 Metal	Ferrous metals, Metals nec, Metal products
13 Automobile	Motor vehicles and parts
14 Machinery	Transport equipment nec, Machinery and equipment nec, Manufactures nec
15 Electronics	Electronic equipment
16 Othservice	Electricity, Gas manufacture, distribution, Water, Business services nec, Recreation and other services, PubAdmin/Defence/Health/Educat, Dwellings
17 Construction	Construction
18 Trade	Trade
19 ComInsFin	Communication, Financial services nec, Insurance
20 Transport	Transport nec, Sea transport, Air transport

(出所) GTAP データベース第6版より筆者作成

表 4 日米間産業別関税率 (%)

	日本	米国
Rice	788.08	7.45
Grain	73.88	0.90
Othcrop	3.95	0.91
Meat	50.50	1.03
Othfood	13.35	3.68
Forestry	0.03	0.54
Fishery	5.10	0.19
Mineral	0.0	0.06
TexWapLea	9.23	8.35
Paperwood	0.52	0.23
Chemical	1.20	2.50
Metal	1.03	2.28
Automobile	0.0	2.39
Machinery	0.27	1.46
Electronics	0	0.49
Othservice	0	0
Construction	0	0
Trade	0	0
ComInsFin	0	0
Transport	0	0

(出所) GTAP データベース第 6 版より筆者作成

表5 相対TFPギャップ集計

	TFP Gap
Rice	0.65
Grain	0.62
Othcrop	0.62
Meat	0.65
Othfood	0.68
Forestry	0.62
Fishery	0.62
Mineral	0.57
TexWapLea	0.68
Paperwood	0.94
Chemical	1.2
Metal	0.83
Automobile	1.4
Machinery	0.89
Electronics	1.04
Othservice	0.84
Construction	0.82
Trade	0.71
ComInsFin	1.12
Transport	1.21

(出所) Jorgenson and Nomura (2007)を元に筆者集計

表6 経済厚生

	FTA	+ TFP Gap 収斂			
		10%	25%	50%	100%
		(%変化)			
Japan	0.45	1.93	4.03	7.27	12.96
USA	0.03	0.34	0.78	1.49	2.78
China	-0.03	-0.06	-0.09	-0.13	-0.19
Korea	-0.08	-0.13	-0.20	-0.31	-0.47
ASEAN	-0.05	-0.09	-0.13	-0.19	-0.25
Taiwan	-0.04	-0.08	-0.13	-0.19	-0.28
NAmerica	-0.08	-0.06	-0.02	0.03	0.15
Oceania	-0.08	-0.13	-0.19	-0.28	-0.41
CSAmerica	-0.02	-0.06	-0.12	-0.20	-0.33
WEuro	-0.01	-0.04	-0.09	-0.16	-0.28
SAsia	-0.02	-0.05	-0.09	-0.16	-0.28
ROW	0.00	-0.02	-0.06	-0.10	-0.15
		(US\$, million)			
Japan	16082	69056	144217	260470	465058
USA	2443	31163	71626	136573	255060
China	-411	-677	-1036	-1532	-2251
Korea	-286	-486	-756	-1150	-1762
ASEAN	-254	-470	-735	-1058	-1353
Taiwan	-97	-199	-328	-504	-727
NAmerica	-1008	-719	-291	410	1746
Oceania	-290	-478	-726	-1068	-1538
CSAmerica	-261	-790	-1502	-2523	-4063
WEuro	-714	-3233	-6725	-11942	-20590
SAsia	-92	-276	-535	-932	-1625
ROW	28	-464	-1106	-1967	-3016

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表7 GDP

	FTA	+ TFP Gap 収斂			
		10%	25%	50%	100%
		(%変化)			
Japan	0.43	1.60	3.27	5.86	10.47
USA	-0.02	0.28	0.71	1.40	2.66
China	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01
Korea	-0.04	-0.05	-0.08	-0.11	-0.16
ASEAN	-0.01	-0.01	-0.02	-0.02	-0.04
Taiwan	0.00	-0.01	-0.02	-0.03	-0.05
NAmerica	0.00	-0.01	-0.02	-0.03	-0.06
Oceania	0.00	-0.01	-0.03	-0.06	-0.10
CSAmerica	-0.01	-0.02	-0.05	-0.09	-0.15
WEuro	0.00	-0.01	-0.04	-0.07	-0.12
SAsia	0.00	-0.01	-0.02	-0.05	-0.08
ROW	-0.01	-0.02	-0.04	-0.07	-0.12
		(US\$, million)			
Japan	18042	66897	136488	244776	437231
USA	-2399	28272	71577	141012	267919
China	-95	-107	-118	-117	-72
Korea	-158	-231	-331	-476	-700
ASEAN	-41	-68	-103	-151	-217
Taiwan	-9	-25	-49	-84	-143
NAmerica	-57	-151	-280	-467	-759
Oceania	-6	-61	-138	-251	-433
CSAmerica	-96	-343	-684	-1192	-2032
WEuro	99	-1184	-2975	-5679	-10272
SAsia	-2	-64	-151	-282	-504
ROW	-119	-428	-861	-1525	-2674

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表8 輸出

	FTA	+ TFP Gap 収斂			
		10%	25%	50%	100%
		(%変化)			
Japan	4.02	-1.20	-8.12	-17.71	-31.49
USA	0.88	1.51	2.44	4.00	7.10
China	-0.02	0.30	0.77	1.50	2.85
Korea	0.06	0.40	0.90	1.67	3.04
ASEAN	0.05	0.39	0.87	1.60	2.86
Taiwan	0.04	0.24	0.53	1.00	1.87
NAmerica	-0.19	0.26	0.90	1.86	3.47
Oceania	0.05	0.57	1.30	2.41	4.29
CSAmerica	-0.01	0.65	1.58	3.02	5.49
WEuro	0.01	0.40	0.94	1.76	3.18
SAsia	0.03	0.69	1.62	3.06	5.61
ROW	0.08	0.39	0.82	1.47	2.59
		(US\$, million)			
Japan	19218	-5746	-38861	-84718	-150640
USA	8001	13663	22153	36293	64465
China	-106	1485	3784	7420	14068
Korea	109	774	1728	3202	5840
ASEAN	233	1793	4009	7362	13142
Taiwan	50	330	739	1390	2603
NAmerica	-834	1157	3942	8142	15212
Oceania	53	561	1275	2360	4211
CSAmerica	-27	1630	3963	7539	13732
WEuro	372	11087	26122	49100	88659
SAsia	25	635	1497	2834	5189
ROW	631	3129	6627	11945	20996

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表9 輸入

	FTA	+ TFP Gap 収斂			
		10%	25%	50%	100%
		(%変化)			
Japan	4.08	6.53	10.30	16.73	29.89
USA	1.19	1.17	1.18	1.32	1.86
China	-0.06	-0.14	-0.25	-0.36	-0.40
Korea	-0.04	-0.13	-0.23	-0.36	-0.48
ASEAN	0.00	0.12	0.31	0.60	1.20
Taiwan	-0.04	-0.11	-0.19	-0.26	-0.21
NAmerica	-0.57	-0.42	-0.19	0.15	0.72
Oceania	-0.38	-0.70	-1.13	-1.73	-2.62
CSAmerica	-0.16	-0.52	-1.01	-1.72	-2.83
WEuro	-0.06	-0.22	-0.45	-0.78	-1.33
SAsia	-0.12	-0.42	-0.84	-1.46	-2.47
ROW	0.06	-0.15	-0.44	-0.87	-1.55
		(US\$, million)			
Japan	16843	26987	42551	69105	123473
USA	15437	15252	15387	17144	24175
China	-221	-569	-974	-1407	-1602
Korea	-58	-203	-373	-591	-782
ASEAN	16	469	1179	2327	4629
Taiwan	-43	-130	-219	-303	-246
NAmerica	-2273	-1654	-769	575	2858
Oceania	-367	-675	-1085	-1663	-2514
CSAmerica	-437	-1404	-2715	-4615	-7570
WEuro	-1532	-5988	-12140	-21269	-36174
SAsia	-109	-397	-794	-1381	-2335
ROW	475	-1203	-3503	-6899	-12366

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表 10 投資

	FTA	+ TFP Gap 収斂			
		10%	25%	50%	100%
		(%変化)			
Japan	0.08	3.94	9.38	17.63	31.79
USA	0.16	0.09	0.00	-0.11	-0.24
China	-0.02	-0.43	-1.00	-1.87	-3.36
Korea	-0.11	-0.82	-1.81	-3.30	-5.81
ASEAN	-0.10	-0.88	-1.95	-3.55	-6.20
Taiwan	-0.08	-0.73	-1.63	-2.98	-5.20
NAmerica	-0.28	-0.91	-1.81	-3.17	-5.53
Oceania	-0.24	-1.05	-2.18	-3.88	-6.74
CSAmerica	-0.11	-1.03	-2.31	-4.26	-7.58
WEuro	-0.08	-0.93	-2.11	-3.92	-7.00
SAsia	-0.06	-0.67	-1.52	-2.82	-5.07
ROW	-0.08	-0.93	-2.12	-3.93	-7.04
		(US\$, million)			
Japan	824	41785	99381	186859	336863
USA	3156	1882	23	-2155	-4764
China	-104	-1965	-4571	-8532	-15301
Korea	-125	-903	-1987	-3625	-6388
ASEAN	-141	-1189	-2636	-4803	-8380
Taiwan	-41	-378	-840	-1535	-2679
NAmerica	-744	-2444	-4830	-8478	-14776
Oceania	-215	-954	-1981	-3528	-6122
CSAmerica	-298	-2731	-6133	-11304	-20118
WEuro	-1395	-15739	-35830	-66420	-118736
SAsia	-83	-902	-2053	-3815	-6859
ROW	-389	-4496	-10250	-19032	-34116

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表 11 産業別産出

	日本			米国		
	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂 (%変化)	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂
Rice	-82.14	-84.17	2.02	266.86	268.21	-1.34
Grain	-48.03	-54.29	6.26	5.32	5.27	0.04
Othcrop	3.18	0.14	3.04	-3.39	-3.13	-0.25
Meat	-15.44	-18.77	3.33	5.43	5.38	0.04
Othfood	3.29	0.97	2.31	0.52	0.41	0.1
Forestry	4.05	0.26	3.79	-0.17	-0.15	-0.02
Fishery	3.99	0.55	3.44	0.09	0.1	-0.01
Mineral	6.96	0.3	6.66	-0.05	-0.16	0.11
TexWapLea	4.44	1.06	3.38	-0.27	-0.29	0.03
Paperwood	1.04	0.13	0.91	0.02	-0.11	0.13
Chemical	0.18	0.61	-0.43	1.1	-0.15	1.26
Metal	1.75	1.16	0.59	-0.44	-0.62	0.18
Automobile	0.69	3.03	-2.35	0.89	-0.72	1.61
Machinery	1.38	1.96	-0.58	-0.96	-0.81	-0.16
Electronics	-1.14	0.93	-2.07	-0.03	-1.1	1.07
Othservice	1.08	0.26	0.82	0.18	-0.02	0.2
Construction	3.63	0.09	3.54	0.17	0.11	0.06
Trade	2.67	0.05	2.62	0.28	0.04	0.23
ComInsFin	1.03	0.03	1	0.63	0	0.63
Transport	0.4	-0.36	0.77	1.14	0.08	1.06
			(US\$, million)			
Rice	-34621	-35474	853	8127	8169	-41
Grain	-524	-593	68	1455	1443	12
Othcrop	1196	53	1144	-2678	-2477	-201
Meat	-5442	-6615	1173	12113	12015	98
Othfood	8998	2663	6335	3158	2526	632
Forestry	325	21	304	-30	-27	-3
Fishery	717	98	619	3	4	0
Mineral	785	33	752	-57	-184	126
TexWapLea	4563	1092	3471	-722	-791	69
Paperwood	1950	239	1711	102	-708	810
Chemical	817	2736	-1920	10903	-1526	12429
Metal	5597	3711	1886	-2392	-3388	996
Automobile	2091	9229	-7139	4137	-3378	7515
Machinery	5703	8111	-2408	-10056	-8429	-1627
Electronics	-4196	3424	-7620	-94	-3854	3760
Othservice	25596	6109	19487	11292	-1253	12545
Construction	23236	550	22685	2265	1470	795
Trade	25166	463	24703	6774	1024	5750
ComInsFin	4039	109	3930	11766	-19	11785
Transport	1649	-1486	3136	7636	504	7132

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表 12 産業別輸出

	日本			米国		
	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂 (%変化)	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂
Rice	269.06	255.39	13.67	1051.13	1056.6	-5.43
Grain	92.04	72.41	19.63	7.99	7.97	0.01
Othcrop	59.79	40.18	19.61	-11	-9.73	-1.27
Meat	54.29	44.32	9.98	66.4	67.46	-1.06
Othfood	20.21	14.82	5.39	6.97	7.88	-0.91
Forestry	18.58	0.87	17.71	-3.98	-0.86	-3.12
Fishery	8.6	-1.46	10.06	0.32	1.61	-1.29
Mineral	20.94	0.07	20.87	-3.35	-0.17	-3.18
TexWapLea	13.02	6.79	6.24	0.99	1.86	-0.87
Paperwood	-4.23	0.79	-5.02	-1.54	-1.07	-0.47
Chemical	-2.83	3.76	-6.58	2.69	-0.68	3.37
Metal	0.74	2.76	-2.02	-2.08	-1.27	-0.81
Automobile	-0.73	6.21	-6.94	1.87	-1.2	3.06
Machinery	-0.27	4.35	-4.62	-2.34	-1.57	-0.77
Electronics	-6.43	1.65	-8.08	0.11	-1.64	1.75
Othservice	-5.79	0.37	-6.16	-1.86	-1.09	-0.78
Construction	-1.49	0.17	-1.66	-1.48	-1.11	-0.37
Trade	5.58	1.77	3.81	-2.32	-1.25	-1.07
ComInsFin	-6.67	0.16	-6.82	0.83	-1.08	1.9
Transport	-2.17	0.75	-2.92	2.27	-0.56	2.83
	(US\$, million)					
Rice	2553	2423	130	8003	8045	-41
Grain	1	1	0	767	766	1
Othcrop	125	84	41	-1788	-1581	-207
Meat	128	105	24	8071	8200	-129
Othfood	434	318	116	1415	1601	-185
Forestry	1	0	1	-50	-11	-39
Fishery	11	-2	13	1	4	-3
Mineral	30	0	30	-143	-7	-136
TexWapLea	1291	673	618	195	366	-171
Paperwood	-133	25	-158	-432	-301	-132
Chemical	-1413	1878	-3291	3187	-803	3989
Metal	202	755	-553	-698	-426	-272
Automobile	-591	5016	-5607	1072	-688	1759
Machinery	-394	6247	-6641	-5493	-3695	-1798
Electronics	-6080	1556	-7635	124	-1834	1958
Othservice	-827	52	-879	-2435	-1420	-1015
Construction	-62	7	-69	-41	-30	-10
Trade	416	132	284	-331	-179	-152
ComInsFin	-191	4	-196	202	-264	467
Transport	-792	272	-1064	1515	-373	1888

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表 13 産業別輸入

	日本			米国		
	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂 (%変化)	Total =	FTA	+ TFP 10%収斂
Rice	2950.74	2966.06	-15.32	55.37	55.25	0.12
Grain	9.56	7.97	1.59	17.74	17.36	0.39
Othcrop	-11.31	-7.48	-3.82	6.43	5.93	0.5
Meat	47.29	47.52	-0.24	6.56	5.95	0.61
Othfood	0.37	0.77	-0.4	2.14	1.51	0.63
Forestry	-5.6	-0.1	-5.5	1.3	0.56	0.74
Fishery	-2.6	1.44	-4.05	1.22	0.86	0.36
Mineral	-0.48	0.6	-1.07	1.82	-0.06	1.88
TexWapLea	0.63	0.76	-0.13	1.58	0.98	0.59
Paperwood	4.58	0.3	4.28	1.56	0.95	0.61
Chemical	4.51	0.56	3.95	0.02	1.26	-1.24
Metal	2.84	1.14	1.7	1.76	0.96	0.8
Automobile	5.84	0.24	5.6	0.01	1.85	-1.84
Machinery	4.14	0.12	4.02	1.9	1.44	0.46
Electronics	5.03	0.24	4.79	0.35	0.59	-0.24
Othservice	4.28	0.03	4.25	1.47	0.66	0.82
Construction	4.34	-0.09	4.43	0.97	0.72	0.25
Trade	0.79	-0.32	1.12	1.45	0.64	0.8
ComInsFin	4.63	0	4.63	0.27	0.62	-0.34
Transport	3.9	-0.07	3.98	-0.28	0.64	-0.91
			(US\$, million)			
Rice	71019	71387	-369	186	185	0
Grain	581	484	96	149	146	3
Othcrop	-1076	-712	-364	948	875	74
Meat	6073	6103	-30	577	524	54
Othfood	95	197	-102	650	459	190
Forestry	-96	-2	-94	4	2	3
Fishery	-43	24	-67	16	11	5
Mineral	-234	293	-526	1411	-47	1459
TexWapLea	214	257	-43	1804	1125	678
Paperwood	797	52	745	992	602	390
Chemical	1916	237	1678	28	1761	-1733
Metal	507	203	304	1153	628	526
Automobile	559	23	537	13	2883	-2871
Machinery	2438	72	2366	5663	4300	1363
Electronics	2839	135	2703	598	1021	-422
Othservice	1482	12	1469	1109	494	615
Construction	194	-4	198	7	6	2
Trade	115	-47	161	300	133	166
ComInsFin	326	0	326	47	106	-59
Transport	949	-18	967	-172	396	-568

(出所) 筆者によるシミュレーション結果

表 14. 日本の農林水産物輸出入額と対米輸出入額、2002-06年

年	2002	2003	2004	2005	2006
日本の輸出(100万円):					
農林水産物総額 (A)	350,856	340,234	360,899	400,825	448,961
農産物総額 (B)	206,363	195,852	203,814	216,823	235,884
対米農林水産物 (C)	71,675	64,681	65,067	71,813	78,907
米国のシェア% (C/A)	20.4	19.0	18.0	17.9	17.6
対米農産物 (D)	42,347	36,916	38,644	40,325	46,198
米国のシェア% (D/B)	20.5	18.8	19.0	18.6	19.6
日本の輸入(100万円):					
農林水産物総額 (E)	7,208,498	7,077,515	7,455,450	7,657,413	8,085,915
農産物総額 (F)	4,301,128	4,368,078	4,573,929	4,792,187	5,004,148
対米農林水産物 (G)	1,835,808	1,834,626	1,702,033	1,735,805	1,772,801
米国のシェア,% (G/E)	25.5	25.9	22.8	22.7	21.9
対米農産物 (H)	1,539,124	1,583,691	1,447,444	1,479,247	1,517,610
米国のシェア% (H/F)	35.8	36.3	31.6	30.9	30.3

資料:農林水産省(2007)「農林水産物輸出入概況(主な輸出入品目の動向)2006年確定値」

表 15 日本農業の基本指標

年	1960	1970	1980	1990	2000	2005
農業総生産(10 億円)	1,493	3,131	6,007	7,701	5,522	5,327
対 GDP 比率(%)	9.0	4.2	2.4	1.7	1.1	1.1
農業就業人口(万人)	1,196	811	506	392	288	252
対総就業人口比率(%)	26.8	15.9	9.1	6.2	4.5	4.0
農業生産指数(2000=100)	80.1	100.6	105.0	111.1	100.0	95.3
農産物輸入数量指数(2000=100)	8.0	28.6	43.1	70.1	100.0	102.4
農業総算出額(10 億円)	1,915	4,664	10,263	11,493	9,130	8,489
内米の生産額シェア(%)	47.4	37.9	30.0	27.8	25.4	23.1
耕地面積(万 ha)	607	580	546	524	483	469
耕地利用率(%)	134	109	104	102	94	93
農家戸数(万戸)	606	534	466	384	312	285
一戸当り耕地面積(ha)	1.00	1.09	1.17	1.36	1.55	1.65

資料:農林水産省『農業白書附属統計表』

注) 農業総生産と農産物輸入数量指数の 2005 年は 2004 年値。

表 16 日本の農家の構成、100 万戸、2005 年

年	販 売 農 家				自給的 農家	総農家数
	専業農家	(内高齢 専業農 家)	第1種 兼業農家	第2種家 兼業農家		
1990 年	473	155	521	1,977	864	3,835
構成比(%)	12.3	4.0	13.6	51.6	22.5	100.0
1995 年	428	188	498	1,725	793	3,444
構成比(%)	12.4	5.5	14.5	50.1	23.0	100.0
2000 年	426	227	350	1,561	783	3,120
構成比(%)	13.7	7.3	11.2	50.0	25.1	100.0
2005 年	442	255	307	1,204	885	2,838
構成比(%)	15.6	9.0	10.8	42.4	31.2	100.0

資料：農林水産省『農業白書附属統計表』

表 17 農産物販売金額規模別農家数、販売農家、1000 戸、2005 年

	主業 農家	(構成 比%)	準主業 農家	(構成 比%)	副業的 農家	(構成 比%)	全国	(構成 比%)
50 万円未満	24	1.2	139	7.1	618	31.6	781	40.0
50-100 万円	25	1.3	106	5.4	207	10.6	338	17.3
100-300 万円	79	4.0	146	7.5	197	10.1	422	21.6
300-500 万円	63	3.2	32	1.6	37	1.9	132	6.8
500-1000 万 円	103	5.3	14	0.7	19	1.0	136	7.0
1000-3000 万 円	106	5.4	3	0.2	5	0.3	114	5.8
3000 万円以 上	29	1.5	0	0.0	1	0.1	30	1.5
合計(千戸)	429	22.0	440	22.5	1084	55.5	1953	100.0

資料:農林水産省統計部『農林水産統計 2006』

表 18 農家と勤労者世帯の所得比較、1戸当たり全国平均、千円

年	1970	1980	1990	2000	2003
農家:					
総所得(a)	1,592	5,594	8,399	8,280	7,712
農業所得	508	952	1,163	1,084	1,103
(農業所得の割合)	32	17	14	13	14
世帯員当たり所得(b)	326	1,271	1,967	2,080	2,051
勤労者世帯:					
総所得(c)	1,391	4,257	6,323	6,731	6,295
世帯員当たり所得(d)	358	1,111	1,709	1,946	1,804
所得比率(農/勤):					
総所得(a/c)	1.14	1.31	1.33	1.23	1.23
世帯員当たり所得(b/d)	0.91	1.14	1.15	1.07	1.14

資料:農林水産省『農業白書附属統計表』

表 19 主業農家と副業的農家の所得比較、千円、2003 年

	主業農家	構成比 (%)	準主業農家	構成比 (%)	副業的農 家	構成比(%)
農業所得	4744	62.0	852	10.1	332	4.4
農外所得	851	11.1	5568	65.8	4773	63.5
年金・被贈等	2061	26.9	2042	24.1	2408	32.1
総所得	7656	100.0	8462	100.0	7513	100.0

資料：農林水産省『農業白書附属統計表』

表 20 年齡別農業就業人口、販売農家、1000 人、2005 年

	男	構成比(%)	女	構成比(%)	合計	構成比(%)
15-29 歳	122	7.8	72	4.0	194	5.8
30-59 歳	343	21.9	500	28.0	843	25.1
60-64 歳	150	9.6	216	12.1	366	10.9
65 歳以上	950	60.7	1011	56.5	1961	58.5
合計(千人)	1564	100.0	1788	100.0	3352	100.0

資料：農林水産省『農林水産統計 2006』

表 21 米国の農場の分類と農業現金所得、1997 年

分類	販売額	農場数 (1000)	販売シェア (%)	農業所得 (万ドル)	農外所得 (万ドル)	総所得 (万ドル)
農村居住農場	1万ドル未満	963.0 (50.4)	1.5	-1.2	55.5	54.3
小規模家族農場	1万～4万ドル	391.2 (20.5)	4.1	5.0	44.9	49.9
中規模家族農場	4万～10万ドル	211.7 (11.1)	7.0	20.4	35.2	55.6
	10万～25万ドル	189.4 (9.9)	15.3	51.3	31.0	82.3
大型家族農場	25万～100万ドル	130.6 (6.8)	30.4	128.4	36.8	165.2
大規模農場	100万ドル以上	25.9 (1.4)	41.7	749.4	48.7	798.1
全体		1911.9 (100)	100	26.7	46.4	73.1

注) 規模別農外所得は 1989 年の値を 77% (89-97 年の全体平均の増加率) アップして算定。

出所: 服部信司『アメリカ 2002 年農業法』農林統計協会、2005 年、184 頁から引用。

表 22 米国の作物別大規模農場(販売額 100 万ドル以上)の農場数と販売額、1997 年

	農場数	販売額 (億ドル)	構成比(%)	1 農場平均販売 額(万ドル)	販売額に占め る大規模農場 のシェア(%)
穀物	10,528	48.0	5.8	46	10
牛・子牛	11,030	214.9	26.1	195	53
家禽・鶏卵	5,433	128.5	15.7	236	58
果実・堅果	3,227	74.2	9.0	230	58
豚	3,748	71.4	8.7	190	51
園芸・温室	2,412	71.0	8.6	294	65
酪農	3,390	67.7	8.2	200	36
野菜	3,066	63.2	7.7	206	75
全体	25,934	821.1	100	317	42

出所：服部信司『アメリカ 2002 年農業法』農林統計協会、2005 年、187-91 頁から引用。

付表 日米貿易構造(SITC2 桁分類)

SITC	貿易商品構成 (%)				日本の世界への輸出 に占める米国への 輸出のシェア (%)		競争力指数 (Xj-Xus)/(Xj+Xus)		産業内貿易指数 (1-(Xj-Xus /(Xj+Xus))*)		
	日本から米国への 輸出 (Xj)		日本の米国からの 輸入 (Xus)		2000	2006	2000	2006	2000	2006	
	2000	2006	2000	2006	2000	2006	2000	2006	2000	2006	
0	Food and live animals				19.4	17.4	-0.93	-0.89	7.29	11.05	
00	LIVE ANIMALS	0.00	0.00	0.13	0.15	5.5	12.1	-0.99	-0.97	0.99	3.18
01	MEAT, MEAT PREPARATIONS	0.00	0.00	4.39	2.00	5.2	28.2	-1.00	-0.99	0.06	0.62
02	DAIRY PRODUCTS,BIRD EGGS	0.00	0.00	0.17	0.17	16.6	5.1	-0.97	-0.98	3.31	1.84
03	FISH,CRUSTACEANS,MOLLUSC	0.10	0.12	1.77	1.60	17.9	12.8	-0.78	-0.68	21.65	31.53
04	CEREALS,CEREAL PREPRTNS.	0.03	0.03	3.34	5.01	17.7	21.0	-0.97	-0.97	3.46	3.22
05	VEGETABLES AND FRUIT	0.01	0.02	2.21	2.07	24.0	16.6	-0.97	-0.96	2.66	3.92
06	SUGAR,SUGR.PREPTNS,HONEY	0.01	0.01	0.12	0.11	17.1	15.5	-0.77	-0.72	23.36	28.33
07	COFFEE,TEA,COCOA,SPICES	0.01	0.01	0.08	0.12	14.8	17.6	-0.74	-0.59	26.47	41.47
08	ANIMAL FEED STUFF	0.00	0.01	1.19	1.39	7.0	15.2	-0.99	-0.97	1.48	2.55
09	MISC.EDIBLE PRODUCTS ETC	0.08	0.11	0.45	0.56	26.1	27.8	-0.43	-0.35	57.04	64.92
1	Beverages and tobacco				17.7	12.1	-0.95	-0.92	4.51	7.74	
11	BEVERAGES	0.03	0.03	0.31	0.51	26.5	27.4	-0.66	-0.72	34.34	27.97
12	TOBACCO,TOBACCO MANUFACT	0.01	0.00	3.51	1.58	9.5	0.2	-0.99	-1.00	1.38	0.12
2	Crude materials, inedible, except fuels				7.4	6.1	-0.88	-0.77	11.92	23.38	
21	HIDES,SKINS,FURSKINS,RAW	0.00	0.00	0.20	0.15	0.0	0.0	-1.00	-1.00	0.01	0.00
22	OIL SEED,OLEAGINUS FRUIT	0.00	0.00	1.25	1.51	38.4	24.8	-1.00	-1.00	0.07	0.07
23	CRUDE RUBBER	0.09	0.11	0.07	0.18	14.3	11.6	0.47	0.20	52.80	80.00
24	CORK AND WOOD	0.00	0.00	2.03	1.12	3.2	2.8	-1.00	-1.00	0.05	0.16
25	PULP AND WASTE PAPER	0.00	0.00	0.83	0.75	0.1	0.0	-1.00	-1.00	0.04	0.06
26	TEXTILE FIBRES	0.03	0.05	0.29	0.24	4.0	6.7	-0.66	-0.33	34.44	67.33
27	CRUDE FERTILIZER,MINERAL	0.01	0.02	0.45	0.47	11.3	7.0	-0.87	-0.85	13.03	15.31
28	METALLIFEROUS ORE,SCRAP	0.02	0.12	0.56	1.43	2.7	4.2	-0.88	-0.66	12.20	33.95
29	CRUDE ANIMAL,VEG.MATERL.	0.02	0.03	0.21	0.19	19.9	22.3	-0.62	-0.42	38.19	58.06
3	Mineral fuels, lubricants, and related materials				25.9	19.5	-0.36	0.31	63.63	68.74	
32	COAL, COKE, BRIQUETTES	0.10	0.10	0.23	0.05	69.0	45.7	-0.05	0.69	95.23	30.81

33	PETROLEUM,PETROL.PRODUCT	0.18	0.68	0.84	0.66	19.7	18.3	-0.36	0.44	63.95	56.41
34	GAS,NATURAL,MANUFACTURED	0.00	0.00	0.23	0.31	0.4	0.2	-1.00	-1.00	0.07	0.22
4	Animal and vegetable oils, fats and waxes	0.02	0.02	0.08	0.11	29.8	30.2	-0.39	-0.44	60.86	56.26
41	ANIMAL OILS AND FATS	0.00	0.00	0.02	0.03	30.9	18.6	-0.33	-0.64	67.05	35.71
42	FIXED VEG. FATS AND OILS	0.01	0.01	0.05	0.06	55.8	52.9	-0.37	-0.32	63.30	68.39
43	ANIMAL,VEG.FATS,OILS,NES	0.00	0.00	0.01	0.01	6.9	8.6	-0.60	-0.59	40.04	41.13
5	Chemicals and related products	4.94	5.24	10.03	14.18	20.2	13.3	0.04	-0.05	95.85	95.36
51	ORGANIC CHEMICALS	1.66	1.69	2.01	2.50	21.3	13.8	0.29	0.25	70.92	74.83
52	INORGANIC CHEMICALS	0.25	0.22	1.87	2.85	17.9	9.9	-0.54	-0.68	45.94	32.39
53	DYES,COLOURING MATERIALS	0.26	0.24	0.29	0.31	14.9	10.9	0.33	0.32	67.15	68.28
54	MEDICINAL,PHARM.PRODUCTS	0.90	0.89	1.63	2.80	47.4	41.2	0.10	-0.12	90.14	88.12
55	ESSENTL.OILS,PERFUME,ETC	0.09	0.11	0.65	0.97	11.1	9.4	-0.52	-0.55	47.73	44.60
56	FERTILIZER,EXCEPT GRP272	0.01	0.01	0.27	0.00	12.5	16.8	-0.88	1.00	12.22	0.00
57	PLASTICS IN PRIMARY FORM	0.52	0.57	1.11	1.81	11.2	8.2	0.01	-0.13	98.53	87.10
58	PLASTIC,NON-PRIMARY FORM	0.41	0.44	0.40	0.40	18.9	8.8	0.39	0.46	61.00	53.82
59	CHEMICAL MATERIALS NES	0.85	1.05	1.81	2.55	21.6	14.6	0.02	0.01	98.41	98.94
6	Manufactured goods, chiefly classified by materials	5.35	5.80	5.44	6.40	16.5	11.5	0.37	0.38	63.08	61.81
61	LEATHER, LEATHER GOODS	0.00	0.00	0.08	0.01	0.8	0.6	-0.95	-0.81	4.57	18.53
62	RUBBER MANUFACTURES, NES	1.07	1.34	0.38	0.35	29.5	25.1	0.72	0.81	27.55	19.09
63	CORK, WOOD MANUFACTURES	0.01	0.01	0.21	0.10	17.3	18.4	-0.85	-0.67	15.47	33.39
64	PAPER,PAPERBOARD,ETC.	0.37	0.33	1.23	1.04	21.3	19.9	-0.20	-0.12	79.96	88.26
65	TEXTILE YARN,FABRIC,ETC.	0.40	0.36	0.43	0.48	8.3	7.7	0.35	0.30	64.69	69.63
66	NON-METAL.MINERAL MANFCT	0.85	0.59	1.12	1.06	22.2	11.9	0.25	0.15	74.64	84.62
67	IRON AND STEEL	0.98	1.38	0.25	0.21	9.5	6.8	0.80	0.88	20.47	11.79
68	NON-FERROUS METALS	0.41	0.43	1.05	1.96	12.2	6.3	-0.07	-0.30	92.54	70.04
69	METALS MANUFACTURES,NES	1.25	1.35	0.70	1.17	27.7	21.0	0.60	0.48	40.37	52.15
7	Machinery and transport equipment	76.34	75.79	42.70	38.53	33.3	27.1	0.60	0.66	40.45	34.16
71	POWER GENERATNG.MACHINES	5.09	4.91	2.99	3.37	40.1	30.0	0.58	0.56	42.01	43.55
72	SPECIAL.INDUST.MACHINERY	4.05	5.10	3.71	2.57	22.6	19.8	0.41	0.66	58.70	33.96
73	METALWORKING MACHINERY	2.26	2.16	1.03	1.58	34.4	24.2	0.66	0.54	34.27	45.64
74	GENERAL INDUSTL.MACH.NES	4.14	4.94	2.10	2.79	23.4	20.8	0.63	0.63	37.32	37.29
75	OFFICE MACHINES,ADP MACH	9.27	5.37	8.28	3.97	37.9	32.8	0.42	0.54	57.63	46.12
76	TELECOMM.SOUND EQUIP ETC	8.63	5.66	4.58	3.37	40.7	24.8	0.61	0.61	38.75	38.84

77	ELEC MCH APPAR,PARTS,NES	12.07	7.22	10.78	8.08	20.6	12.2	0.42	0.38	57.63	62.39
78	ROAD VEHICLES	29.82	39.30	3.91	2.83	48.6	41.4	0.89	0.94	11.21	5.66
79	OTHR.TRANSPORT EQUIPMENT	1.01	1.11	5.34	9.96	12.0	9.7	-0.41	-0.57	58.96	43.28
8	Miscellaneous manufactured products	8.95	7.55	14.83	15.69	29.8	21.1	0.14	0.09	85.81	91.45
81	PREFAB BUILDGS,FTTNG ETC	0.02	0.03	0.18	0.08	24.4	28.6	-0.57	-0.09	42.63	91.21
82	FURNITURE,BEDDING,ETC.	0.11	0.17	0.34	0.55	34.3	28.6	-0.16	-0.13	84.41	86.60
83	TRAVEL GOODS,HANDBGS ETC	0.01	0.00	0.15	0.29	20.3	8.3	-0.85	-0.96	14.70	3.60
84	CLOTHING AND ACCESSORIES	0.06	0.06	0.71	0.52	17.2	19.0	-0.67	-0.54	33.08	45.95
85	FOOTWEAR	0.00	0.00	0.15	0.05	3.1	2.9	-0.97	-0.90	3.15	9.78
87	SCIENTIFIC EQUIPMENT NES	2.97	2.97	6.37	7.20	28.7	22.1	0.01	0.01	98.63	99.08
88	PHOTO.APPARAT.NES;CLOCKS	2.73	1.93	1.83	1.43	25.1	16.1	0.54	0.54	46.49	46.24
89	MISC MANUFCTRD GOODS NES	3.05	2.38	5.11	5.56	38.2	25.7	0.14	0.03	86.40	97.20
9		3.68	4.16	2.03	2.76	30.3	18.4	0.60	0.58	40.07	42.32
93	SPEC.TRANSACTION NOT CLASSD	3.68	4.16	2.02	2.74	31.5	20.2	0.60	0.58	39.84	42.10
96	COIN NONGOLD NONCURRENT	0.00	0.00	0.00	0.00	77.7	16.3	-0.78	-0.78	21.55	21.75
97	GOLD,NONMONTRY EXCL ORES	0.00	0.00	0.01	0.02	0.3	0.1	-0.69	-0.53	30.70	46.54
	Total	100.00	100.00	100.00	100.00	30.0	22.8	0.38	0.42	62.37	57.67

日米経済協議会 委託研究

日米 EPA : 効果と課題
2008 年 7 月

日米経済協議会 事務局
TEL : 03-3216-5823 FAX : 03-3284-1576
Email:nichibeikyo@jubc.gr.jp